

第一百六十九回

参議院経済産業委員会会議録第十号

(二二二三)

平成二十年五月二十日(火曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

山根 隆治君

委員

鈴木 陽悦君
藤末 増子
松村 加納
姫井 姉彦君
藤原 正司君
前田 武志君
下田 敏子君
中谷 智司君
坂田 姫井由美子君
渡辺 秀央君
坂田 健司君
古川 俊治君
松田 岩夫君
丸川 珠代君
松 あきら君
山本 香苗君事務局側
政府参考人
員
常任委員会専門
山田 宏君
文部科学大臣官
房審議官
技術環境局長
資源エネルギー局長官
資源工エネルギー
ギー部長
資源工エネルギー
ギー・新工エネルギー
長官
資源工エネルギー
ギー・新工エネルギー
長官
国土交通省住宅
局長
環境大臣官房審
議官
北川 慎介君
和泉 洋人君
谷津龍太郎君

伸君、経済産業省産業技術環境局長石田徹君、資源エネルギー庁長官望月晴文君、資源エネルギー部長上田隆之君、国土交通省住宅局長和泉洋人君及び環境大臣官房審議官谷津龍太郎君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山根隆治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山根隆治君) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

利経済産業大臣。

○國務大臣(甘利明君) まず、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の一酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

また、エネルギー資源の大半を海外に依存している我が国において、最近のエネルギー価格の国際的な高騰に対応するため、国民経済全体として更なる燃料資源の有効利用を図り、国民経済の負担増緩和することが求められております。

特に近年のエネルギー消費傾向を見ますと、業界会を開会いたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に

め、本日の委員会に文部科学大臣官房審議官青山

副大臣
経済産業大臣
経済産業副大臣
経済産業副大臣政務官
山本 香苗君
荻原 健司君
新藤 義孝君
中野 正志君
甘利 明君本日の会議に付した案件
○政府参考人の出席要求に関する件
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

用量が大幅に増加しております。こうした状況を踏まえ、これまで重点的に省エネルギーを進めてきた産業部門の工場だけでなく、民生部門においてもエネルギーの使用の合理化を一層進める必要がありますことから、本法律案を提案した次第であります。

第一に、工場・事業場に係る省エネルギー対策の強化であります。これまで一定規模以上の大規模な工場に対しエネルギー管理の義務を課していましたが、改正により事業者単位のエネルギー管理を義務付けることとしております。これにより、業務部門に多く見られる中小規模の事業場を数多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、産業部門を含め、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組を推進してまいります。

第二に、住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化であります。これまで大規模な住宅・建築物の建築主等に対し省エネルギー措置の届出義務を課していましたが、改正により措置が著しく不十分である場合の所管行政府による指示、公表に加え命令を導入するとともに、一定の中小規模の住宅・建築物についても届出義務の対象とするなどとしております。また、一定戸数以上の住宅を建築する事業者が住宅の省エネルギー性能の向上を相当程度行う必要がある場合に国土交通大臣が勧告、公表、命令を行う等の措置を新たに定めるとともに、販売事業者等に対して建築物の省エネルギー性能の表示等を促す規定を整備することとしております。

提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

が深い燃料については、消費者保護等の観点から、揮発油等品質確保法に基づき、適正な品質規格を定め、生産業者等に対し、販売又は消費しようとする揮発油等が規格に適合していることの確認を義務付けるなどにより、国民の安全、安心の確保を図ってきたところであります。

近年、地球温暖化の防止に向けて、二酸化炭素の排出抑制に寄与すると考えられるバイオ燃料の導入促進が重要な課題となつております。各地において石油製品にバイオ燃料を混和する取組が進められてようございます。しかししながら、それらがどうな

不適切に行われた場合、かえつて大気環境を悪化させるおそれがあるほか、自動車の部材に悪影響を及ぼし、ひいては火災事故を引き起こすおそれもあります。

このため、引き続き、燃料に係る国民の安全、安心を確保し、バイオ燃料の利用拡大の基盤を確立すべく、揮発油等の石油製品にバイオ燃料を混和する場合についても、揮発油等品質確保法によることで規制の対象とするための措置を講ずる必要がある。

ることから、本法律案を提出した次第であります。
次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、揮発油や軽油にバイオ燃料を混和する事業者に対し、適切な混和を行い得る設備の有無等を要件とした登録を義務付けることとしております。

第二に、こうした事業者に対し、生産した揮発油や軽油を販売又は消費しようとするときに、その品質が規格に適合していることを確認する義務を課すこととしております。

以上が両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。ますようよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(山根隆治君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤原正司君 藤原でございます。久しぶりです。どうぞよろしくお願ひします。

今日審議する法案は省エネ法そして揮発油品確法であります。これは結局は地球温暖化対策を進めいく個別法とも見ることができるわけでして、今日はできれば、委員長そして委員の皆さんの御理解を得て、私は温暖化対策に絞って質問させていただきたいというふうに思うわけでございます。そして、私は、その質問するに当たつて、私の立場というものを先に申し上げた上で質問させていただきたいというふうに思います。

九九〇年代に入つてからだと思いますが、近年、特に地球温暖化問題が言われるようになります。今年になりましてからは、サミットということを控えていることもありまして、一段と温暖化問題

についての論議がされるようになったというふうに思っておりますが、私はこの地球温暖化問題の論議が我が国で行われれば行われるほどどうも違和感を感じざるを得ないわけであります。

の温暖化の中心となる炭酸ガスというのは、これは結局エネルギー起源をもつて発生しているのが圧倒的に多いわけです。多いわけですが、このエネルギーというのは環境の側面と経済の側面と二つの面からエネルギーといふものを見ていい

く必要があると思うんですが、ともすれば我が国の場合、近年、環境の側面が強調され過ぎて経済や国民生活の側面というものが軽視されがちになつてゐる、このことが私の今温暖化問題の論議にどうしても羣和感を感じざるを得ないものであ

るというふうに思つております。私は、この温暖化対策を考える視点は、一つはグローバルな視点というのが一つ、それから技術的な裏付けがあるという視点、それから持続性がある、持続性可能であるという視点、もう一つは経済合理性の視点、この大きく分けて四つの視点で環境問題も論議されるべきであろうというふうに思つておりますが。

例えばグローバルな視点という面で申します
我が国の場合、御承知のとおり、排出量は世

京都議定書の約束を守つたらすべてが終わるかのような論議がされる、あるいは将来我が国がすべての温暖化問題をかぶるかのごとし論議がされる。これは

現実とは少し違うのではないかといふことがござります。

さらに、持続性の面でいいますと、この温暖化問題というものは十年、二十年というよりもむしろ今世紀いっぱい掛けてすべての国が取り組まなければ先されて炭酸ガスが減るかのごとき論議もある。

はならない大変大きな重い課題である。にもかか
りません、京都議定書がどうだとか、もうサ
ミットが近いから何かせにやいかぬではないかみ
たいな論議がされるということも、これもいかが
なものかなという思いがするわけでございます。

もう一つは、経済合理性の面であります。経済性という問題、あるいは経済を支えている国民生活というものを無視するのであれば温暖化対策はほど簡単なものはない。問題はそこに経済があり、国民生活があるからどういうふうに影響を与

えないよう、温室効果ガスを減らす対策を講じるかというところに我々人類の知恵というものがあるわけで、そこに対策の根本がなければならないというふうに忘つておりますが、どうもこの辺りもちよつとずれいるのではないか。

こういうことが全部中心になつて論議をされてゐることに私は違和感を感じざるを得ないといふ立場から質問させていただきたいというふうに思つわけでございます。

9。○政府参考人(谷津龍太郎君) お答え申し上げま
う。言われておりますけれども、地球温暖化問題とい
つのは一体何でしよう。

地球温暖化問題とは、人の活動に伴つて発生する温室効果ガスによりまして、地球の気候が温暖

○藤原正司君 今おつしやつたことは、これは少
水資源、生態系など多くの分野に深刻な影響を与
える問題というふうに考えております。

○政府参考人(谷津龍太郎君) 昨年公表されまし
て、氣氛変動に關する改訂附則ペナレ、IIにつきの第
二回とも全地球といいますか、國際社會の致し
た認識というふうに受け止めてよろしいでしょ
うか。

四次評価報告書では、温暖化が既に顕在化しているだけではなくて、人為的起源の温室効果ガスの増加によりまして、温暖化のスピードが加速化しているなど大変厳しい状況という事態が明らかに

されていると考えております。

ほんどは人為起源の温室効果ガスの増加によつてもたらされた可能性が非常に高いというふうにされておるわけであります。これは、IPCCにおいて詳細に議論されまして全会一致で承認されたものということをごぞいますので、その範囲内

で国際的なコンセンサスができるといふうに理解しております。

と。しかし、片側で温暖化ガスを排出し続け、これが生態系に大きな影響を与える。これは何とかやらないといかぬ、地球レベルで取り組まにやいかぬというところまでは一致した見解だというふうに思います。

そこで、では一体、温暖化というのは何度上がつたら大変なのか、何度まで許容できるのかということ。そして、その許容限度に、温暖化を抑えるために、一体、いつまでにどれだけの温暖化

ガスを削減すればいいのか、こういうことについての考えはどうなんでしょう。例えば、EUはどうなんでしょう。

○政府参考人（谷津龍太郎君） EUについてでございますが、二〇〇五年三月に欧州理事会、これはEUの首脳会議でございますけれども、この欧州理事会におきまして、危険な気候変動を回避するべく、地球の平均気温の上昇幅を産業革命以前に比べて摂氏二度以内に抑制すべきであるという旨、合意をされてございます。

○藤原正司君 I P C C の評価報告書で、二度以内に収まるような手立てはあると書いていましたか。

○政府参考人（谷津龍太郎君） I P C C は複数のカテゴリーで将来の削減幅とその温度について示しているわけでございますけれども、その削減幅の最も厳しいレベルで世界各国が対策をすれば、かるうじて達成できるレベルというような認識が示されていると理解しております。

○藤原正司君 そういうレベルであるということですね。

○政府参考人（谷津龍太郎君） それではございます。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 米国についてでございます。米国は許容温度上昇幅、EUが示しておりますような意味での温度の上昇幅については、特段言及はしてございません。

○藤原正司君 私は温度の上昇幅だけ言つているわけじゃなくて、幾らまでは許容できる、許容範囲に收めるためにはいつまで幾ら減らさにやいかぬみたいな認識はありますかということをお聞きしております。

○政府参考人（谷津龍太郎君） アメリカが述べております排出削減についての考え方でございまして、今年の四月十七日にブッシュ大統領が演説を行いまして、その中で、二〇二五年までに米国の温室効果ガスの排出量の増加に歯止めを掛けて、その後減少させるというような中期的な国家目標を公表したところでございます。

○藤原正司君 アメリカは御承知のとおりC O P 3で議定書にサインをしましたが、アメリカでは批准されなかつたと。要は、議定書の国ではながら責任を離脱したわけであります。何でアメリカはこういうことになつたんでしょう。

○政府参考人（谷津龍太郎君） アメリカが京都議定書から離脱した理由でございますけれども、一つは、温暖化問題に関する科学的知見がその時点では十分ではなかつたという点が一点。それと、京都議定書に基づく削減対策がアメリカの経済に著しい影響を及ぼすというような説明があつたと記憶しております。

○藤原正司君 これはまた後から聞きます。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 途上国の中には中国、インドといった経済が著しく発達している新興国のみならず、地球温暖化による影響が特に現れやすい島国あるいは最貧国があるわけでございまして、こうした国を中心には、気温上昇幅を産業革命以前から摂氏二度よりも更に小さくすべきこと

次に、中国、インドなどを始めとする途上国はどうでしよう。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 途上国の中には中国、インドなどの途上国でありながら排出量が非常に大きな国、この国は排出量に上限を設けるような話そのものに乗る気はないし、そういうことを話をする会議だつたら最初から出ないふうに聞いておりますが、いかがでしよう。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 御指摘のように、特段言及しているわけではありません。

○政府参考人（谷津龍太郎君） また、排出削減についてでございますけれども、中国、インド等は、気候変動枠組条約に定められております共通だが差異のある責任の原則に基づいて先進国が率先して削減するべきという主張をかねてより続いているわけでございます。一方、中国、中国においては、温室効果ガスを直接対象としているわけではございませんけれども、第十一回五か年計画で二〇一〇までの五年間にG D P 当たりのエネルギー消費量を二〇%削減するというような目標も掲げて取組を行つてあるというふうに承知しております。

○藤原正司君 今答弁されました途上国は、途上国だけで全球の温暖化ガス排出の半分を占めます。それから、中国一国が今年もう入つて抜いたと言われておりますが、アメリカの排出、全世界

の二一%ですが、これを追い抜いたというふうに聞いております。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 地球温暖化対策をきちっとやろう、温暖化を防ぐこうと思えば、相当の対応が必要である。特に、半分を占める途上国、今後はどんどん増えていくだろうと。恐らく二〇五〇年には六〇%を超えるだろうというふうに言わっているその途上国がどういうふうに対応するかというのは極めて重要な問題であります。私が仄聞する範囲では、中国、インドなどの途上国であります。途上国が非常に大きな国、この国は排出量に上限を設けるような話そのものに乗る気はないし、そういうふうな相当厳しい態度を取つてているというふうに聞いておりますが、いかがでしよう。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 御指摘のように、中国、インドなどの新興国におきましては、現状に於けるような話そのものに乗る気はないし、そういうふうな相違の態度を取つてているというふうに聞いておりますが、いかがでしよう。

○政府参考人（谷津龍太郎君） また、排出削減についてでございますけれども、中国、中国においては、温室効果ガスを直接対象としているわけではございませんけれども、第十一回五か年計画で二〇一〇までの五年間にG D P 当たりのエネルギー消費量を二〇%削減するというような目標も掲げて取組を行つてあるというふうに承知しております。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 我が國のみならず米国など先進諸国は、二〇一三年以降の枠組みにおいては、すべての主要排出国が参加をして責任ある立場で温室効果ガスの削減に取り組むというものを是非実現しようという方針で交渉に臨んでおられた議定書の中に、共通だが差異ある責任と様々な形で働きかけながら、今申し上げましたような枠組みの実現に取り組んでいく必要があると考えております。

○藤原正司君 次にお尋ねしますが、先ほども触れた議定書の中に、共通だが差異ある責任というのが使われておりますし、最近特にこの言葉を耳にするようになつたわけですが、この共通だが差異ある責任というのは具体的にどういうことなんでしょう。

○政府参考人（谷津龍太郎君） 共通だが差異ある責任及び各国の能力の原則ということでござい

ます。この原則は、地球規模で生じている温暖化問題に対しましては、各國共通、先進国、途上国問わず各國共通の責任があるが、各國の地球温暖化への寄与度あるいは対応し得る能力は異なつてるので、こうすることを踏まえて国際的な取組を進めるべしという考え方と承知しております。

具体的には、この原則は気候変動枠組条約の第三条、ここで原則が述べられておるんでございますけれども、その第一項におきまして以下のように明記をされております。締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各國の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがつて、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処するべきである。こういう規定が枠組条約の第三条に設けられております。

○藤原正司君 ということは、この原則というのは主として先進国と途上国との間にあるものといふふうに理解してよろしいか。

○政府参考人(谷津龍太郎君) 主として先進国と途上国との間にあるというふうに理解しております。○藤原正司君 そこで、二〇五〇年までに温暖化ガスを半減しなければならないと、こういうふうに言われる。片側で共通だが差異ある責任という原則がある。そうすると、二〇五〇年までに全体は半分にしなければならないだけれども、途上国はそんな上限を定めたり制約をすること自体もう駄目と、こう言つておるし、そして片側には共通だが差異ある原則のがあると。

そうした場合に、では、目標達成のために、少なくとも途上国は半分減らす気なんか全然ないと。そうすると、先進国は一体どういうことを通じて半減すべきだというふうに思いますか。

○政府参考人(谷津龍太郎君) 気候変動枠組条約に規定されております先ほどの原則でございますが、より大きな責任を負っているという先進国が率先して排出量を削減する必要があるということ

でございます。このため、先進国は、世界全体の排出量を半減という長期目標の下では五〇%以上を進めることになると考えております。

具体的には、この原則は気候変動枠組条約の第三条、ここで原則が述べられておるんでございませんけれども、その第一項におきまして以下のように明記をされております。締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各國の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがつて、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処するべきである。こういう規定が枠組条約の第三条に設けられております。

○藤原正司君 ある団体の試算といいますか、R I T E の試算によりますと、二〇五〇年に排出ガスを半減しようとすれば、先進国はこれは二〇〇〇年比で排出量を一〇〇%カット。一〇〇%をカットしたとしても、途上国は、放置すれば伸びるであろう排出ガス、二〇五〇年にこのぐらいの量になるであろうというガスの六〇%をカットしないといふふうな報告書もあるわけあります。が、この報告書についてどういうふうに思われますか。

○藤原正司君 私どもの所管の財團法人 R I T E においてそのような試算を出していることは事実であると考えます。それだけ、長期の目標とはいえ、二〇五〇年の大幅削減を地球規模で達成するということは現状の技術の延長では対応できないと、いうことを一方で言つてのことかと思います。

○藤原正司君 地球温暖化がどういう仕組みで具體的にどのように上昇するのか、それを抑えるたためにどういうふうに温暖化ガスを削減すればいいのかというような絶対的な科学的根拠を持つた数字はないというふうに聞いております。ただ、い

ろんなケースを試算してみて、そして地球は一個しかないから、一遍実験台やつてみて、ああ、しかもたというわけにいかぬから、とにかく安全サイド、安全サイドにやらざるを得ないと、これは我が国はどれだけの削減をしなければならないのか。先進国である我が国はどの程度の削減を必要とするのか。実は、最近新聞読んでおりますと、二〇五〇年で現状比六〇から八〇%カットというふうのも出たりしているわけであります。この点についていかがですか。

○政府参考人(石田徹君) お尋ねの我が国自身の長期目標でございますけれども、現時点での政府としてはその内容を決定したという事実はございません。世界全体の長期目標につきましては、先ほどお話しに出ていますように、我が国は二〇五〇年世界全体で温室効果ガス半減という目標を提唱いたしておるわけでございますけれども、この目標については、昨年のハイリゲンダム・サミットでも世界長期目標について真剣に検討するという合意がなされておりまして、我が国としては今後こうした提案を前に進めていく観点からも、我が国の長期目標についても検討を進めていく必要があるうつ思っていますけれども、その内容あるいは発表のタイミング等については適切に判断する必要があると考えております。

こうした点を踏まえまして、経済産業省といたしましても、クールアース・エネルギー革新技術計画というものを策定をいたしました、例えば CCS、二酸化炭素の回収・貯留の技術でありますとか、あるいは革新的な製鉄プロセス、あるいは先進的な原子力、電気自動車等々の二十一の技術を選定をして、これらの技術の開発を重点的に推進をすることにいたしております。

こうしたような技術につきまして、更に技術開発の国際的なロードマップの共有等、国際連携を模索をしながら、世界規模でこうした大幅な削減の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

○藤原正司君 いずれにしても、今は言えないけれども、それなりの責任を果たすために数字を発表すると、それは恐らく二〇五〇年半減ではなくて先進国としての責任を果たすという数字になつていくんではないか、こういうことでよろしくなつていいんですか。

○政府参考人(石田徹君) 先進国としての日本の責任ある立場を表明するという前提で検討せざるを得ないものと考へています。

いや、そうじゃなくて、もう半減しなければ駄目なんだから、一遍実験台やつてみて、ああ、しかもたというわけにいかぬから、とにかく安全サイド、安全サイドにやらざるを得ないと、これはよく分かる。その答えとして二〇五〇年に半減というのは分かるんですが、その二〇五〇年に半減もうたというわけにいかぬから、とにかく安全サイド、安全サイドにやらざるを得ないと、これはよく分かる。その答えとして二〇五〇年に半減というものは分かるんですが、その二〇五〇年に半減というものを目標として妥当としたならば、では我が国はどれだけの削減をしなければならないのか。先進国である我が国はどの程度の削減を必要とするのか。実は、最近新聞読んでおりますと、二〇五〇年で現状比六〇から八〇%カットというふうのも出たりしているわけであります。この点についていかがですか。

○政府参考人(石田徹君) お尋ねの我が国自身の長期目標でございますけれども、現時点での政府としてはその内容を決定したという事実はございません。世界全体の長期目標につきましては、先ほどお話しに出ていますように、我が国は二〇五〇年世界全体で温室効果ガス半減という目標を提唱いたしておるわけでございますけれども、この目標については、昨年のハイリゲンダム・サミットでも世界長期目標について真剣に検討するという合意がなされておりまして、我が国としては今後こうした提案を前に進めていく観点からも、我が国の長期目標についても検討を進めていく必要があるうつ思っていますけれども、その内容あるいは発表のタイミング等については適切に判断する必要があります。

こうした点を踏まえまして、経済産業省といたしましても、クールアース・エネルギー革新技術計画というものを策定をいたしました、例えば CCS、二酸化炭素の回収・貯留の技術でありますとか、あるいは革新的な製鉄プロセス、あるいは先進的な原子力、電気自動車等々の二十一の技術を選定をして、これらの技術の開発を重点的に推進をすることにいたしております。

こうしたような技術につきまして、更に技術開発の国際的なロードマップの共有等、国際連携を模索をしながら、世界規模でこうした大幅な削減の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

○藤原正司君 もちろんそうでしょう。今から十年先のこういう技術でこういうふうにして炭酸ガス減らしますというのは、それは断定的に言えないと、いうのは、それは断定的に言えないと、いう部分もあるかもしれません。しかし、これは極めて重要な問題であつて、断定的に言えないのであれば断定的に言えないような定めにしておく必要があるというふうに思います。そのところをはつきりしておかないと。ちょっとまた言いつらうになります。

そこで、COP3の評価がこの地球温暖化問題

のときによく出てくるわけであります。このCOP3の評価について、議定書も含めて環境省としてどういう評価をされているか。ちょっとと謙みを一言言わせていただくと、最近京都の二の舞という言葉もちらちら出るわけであります、この言葉の受け止めも含めて答弁いただければ有り難いと思います。

○政府参考人(谷津龍太郎君) お答え申し上げます。

京都議定書をCOP3でまとめ上げたわけでござりますけれども、この京都議定書は、地球温暖化対策における国際的な取組の極めて重要な第一歩というふうに考えておるところでございます。こうした考え方は、我が省のみならず、去る三月に閣議決定をいたしました全面改定した京都議定書目標達成計画の中でも、気候変動枠組条約の究極的な目的の達成のための一里塚というふうに位置付けられているところでございます。

一方、環境省といたしましても、京都議定書の目標の基準年、あるいは京都メカニズムの中のCDM、こういった点をめぐりまして各界から問題が指摘されているということも承知しておるわけでございます。

○藤原正司君 私、京都の二の舞はあらかじめ予告していなかつたので、答弁はなくても結構でございます。

COP3のいろんな評価があるわけであります

が、私は、なぜアメリカが批准をしなかつたの

か、なぜカナダが途中でやんびと言つたのか、な

ぜオーストラリアが批准をしなかつたのか、そし

て日本とEUがどういう取組を今やつているのか

ということについては、これらの温暖化対策と無縁ではないというふうに思つております。

さすがEUというのは交渉慣れした人ばかり

いてるなど。結果としてEUは、一九九〇年比と

いう九〇年を起点に置いたことによつて、個別の

国でいえばドイツやイギリスなどは逆に五%の排

出増の権利を得たわけであります。結局、削減し

なければならない国は日本とアメリカとカナダ。

そのときによく出てくるわけであります。このCOP3の評価について、議定書も含めて環境省としてどういう評価をされているか。ちょっとと謙みを一言言わせていただくと、最近京都の二の舞という言葉もちらちら出るわけであります、この言葉の受け止めも含めて答弁いただければ有り難いと思います。

○政府参考人(谷津龍太郎君) お答え申し上げます。

京都議定書をCOP3でまとめ上げたわけでござりますけれども、この京都議定書は、地球温暖化対策における国際的な取組の極めて重要な第一歩というふうに考えておるところでございます。

こうした考え方は、我が省のみならず、去る三月に閣議決定をいたしました全面改定した京都議定書目標達成計画の中でも、気候変動枠組条約の究

極的な目的の達成のための一里塚というふうに位

置付けられているところでございます。

一方、環境省といたしましても、京都議定書の

目標の基準年、あるいは京都メカニズムの中の

CDM、こういった点をめぐりまして各界から問題

が指摘されているということも承知しておるわけ

でございます。

○藤原正司君 私、京都の二の舞はあらかじめ予

告していなかつたので、答弁はなくても結構でござります。

COP3のいろんな評価があるわけであります

が、なぜアメリカが批准をしなかつたのか、なぜカナダが途中でやんびと言つたのか、なぜオーストラリアが批准をしなかつたのか、そして日本とEUがどういう取組を今やつているのかということについては、これらの温暖化対策と無縁ではないというふうに思つております。

さすがEUというのは交渉慣れした人ばかり

いてるなど。結果としてEUは、一九九〇年比と

いう九〇年を起点に置いたことによつて、個別の

国でいえばドイツやイギリスなどは逆に五%の排

出増の権利を得たわけであります。結局、削減し

なければならしい国は日本とアメリカとカナダ。

そのうち、アメリカは批准しない、カナダはやん

びという状況にあるということを我々は考えてお

く必要があるというふうに思います。

もう一つは、現状をきちっと把握することだと

思います。私は、二〇五〇年といいますか、もつ

と言え、地球の温度がいいところで安定化する

までの取組というのは非常に大きな取組だし、長

い取組になつてくるというふうに思いますけれども、ただ、さはざりながら、今我々がスタートし

たところをきちつと反省して踏まえておかなければ決して温暖化問題というのではなく、地球温

暖化は大切ですよ、みんなで取り組みましょうと

いうところまではみんな拍手するんです。では、

このところをうまく進めるのは何かというのは私

は技術しかないというふうに思うわけでして、こ

このところを横に置いた温暖化対策というのは絵

にかいしたものはどうしますかと言うたときには、これ

は経済問題であるだけに全然別の行動になる。そ

のところをうまく進めるのは何かというのは私

は技術しかないというふうに思うわけでございます。

そこで、洞爺湖サミットがこの七月の頭にある

わけでして、その中の大きなテーマが温暖化対策

だというふうに聞いております。特に最近マスコ

ミでも温暖化問題、温暖化問題ということでもう

かかり、何といいますか、巻き立てているという

状況にあるわけですから、元々温暖化対策を

決めるのはサミットではありません。COPである

りります。それを考えておかないと、もちろん、首

脳同士が共通の認識を持つたり、対策についてい

ろいろディスカッションすること、これは大変大

事なことであります。決めるのはCOPだとい

うことです。これはもう間違ひのないことであ

ります。

○政府参考人(谷津龍太郎君) 私どもは基本的に

は今先生が御指摘になられました考え方にお沿つて

対応すべきというふうに考えております。と申し

までも、昨年十二月にパリで開催されましたC

OPIIIにおきまして、御案内の二〇一三年以降の

枠組みの国際交渉がスタートしたわけでございま

す。これは二〇〇九年までに結論を得るという

スケジュールが設定されておりますので、余り時

間がないという状況にござります。

このよう中で北海道洞爺湖サミットが開催を

され、そこで主要議題として温暖化問題が議論さ

れることでございますので、我が国はG8

サミットの議長国といたしまして、国連で実際に

行われております国際交渉を加速化させるという

役割を担つていく必要があると考えているわけでござります。

具体的には、世界の長期目標、先ほど来御議論

になつております長期目標、あるいは今年一月の

は、いろんな排出権取引、キャップ・アンド・トレードの議員立法を出しているようでありますけれども、例えば決議の中では途上国が入らないでいることを全会一致で決めているわけであります。

そこで、四月には日・EUの首脳会議が開かれます。私は、二〇五〇年といいますか、もう少しで始め、これもやれ、国別の目標も決めると、終わつてみて何も決まらなかつたということ、そういう評価ではおかしいと思うんですね。現実に世界がミットに大きな期待を持つて、まあ、これもやれ、これもやれ、国別の目標も決めると、終わつてみて駄目だつたら駄目だみたいなことをやる

と、これは日本の温暖化対策にとつても決してブルラスにならないというふうに私は思うわけです。私は、ちょっとと変わつているのかどうかもされませんが、この点についての環境省の見解をお聞きしたいと思います。

そこで、洞爺湖サミットがこの七月の頭にあるわけでして、その中の大きなテーマが温暖化対策だというふうに聞いております。特に最近マスコミでも温暖化問題、温暖化問題ということでもうかかり、何といいますか、巻き立てているという状況にあるわけですから、元々温暖化対策を決めるのはサミットではありません。COPである

りります。それを考えておかないと、もちろん、首脳同士が共通の認識を持つたり、対策についていろいろディスカッションすること、これは大変大事なことがあります。それはもう間違ひのないことであります。

○政府参考人(谷津龍太郎君) 私は、セクター別アプローチといいますか、是非サミットではあるといいますか、良くできた考

え方だというふうに思つておりますし、これの質問は後からさせたいだきたいというふうに思いますが、このサミットにおける努力すべきものと限界というもののにつけてもきちつと言つておかないですが、このサミットやつたら全部が前へ行きそうですが、このサミットにおける努力すべきものと限界といつてもきちつと言つておかないといいます。方だといふうに思つておりますし、これの質問は後からさせたいだきたいというふうに思いますが、このサミットやつたら全部が前へ行きそうですが、このサミットにおける努力すべきものと限界といつてもきちつと言つておかないといいます。

○藤原正司君 私は、セクター別アプローチといいますか、非常にいいといいますか、良くできた考

え方だといふうに思つておりますし、これの質問は後からさせたいだきたいといいます。そこでは、洞爺湖サミットの橋渡し役というような役回りを積極的に担つて、国連の下での交渉の促進役を果たせばというふうに思つております。

福田総理のダボスでのクールアース推進構想、このうつたものへの各国の理解と賛同が得られるように、今最大限の努力をしているわけでございま

りますが、やる。あるいは、天然ガスにしても、一定の分を減らすなら天然ガスは有効ですけれども、ゼロだ、八割だ、カットだというときにもう天然ガスは邪魔をするわけですから、そうすると東京ガスもなくなるかもしない。でも、いや、それはまあちょっと冗談ですが、そういうできるだけ最終消費を電力に追いやる、そして省エネを徹底的にやる。

それからもう一つは、どうしても電力化ができるものの、例えば電気飛行機などのはないやろうと。そして、その部分でどれだけのCO₂をカットするのか、エネルギーをカットできるのか、あるいは鉄鋼などでは今コード還元を、水素還元という道もある、そういうふうに徹底的に追いやるという方式は一体いかがなものかなとうふうに私は思うわけでありますけれども、これはどうでしよう。

○政府参考人(望月晴文君) 委員御指摘の、エネルギーの最終消費段階においては用途や需要家のニーズに合わせた様々なエネルギー種の利用が行われおりまして、その形態も様々です。

こうした中で、エネルギーの利用に伴うCO₂排出量を削減していくためには、エネルギー種ごとの利用の高度化、あるいはエネルギー効率の高い利用形態への転換、すなわち省エネルギーの徹底、それからCO₂排出の少ないエネルギー種の供給の拡大、供給面ではですね、ということを図つていくことが必要だと思います。

電力を使いながらCO₂削減を進めていくためには、需要面において、今御説明ありましたように高効率な、例えばヒートポンプの導入とかあるいはプラグインハイブリッド車や電気自動車によって発電分野からのCO₂排出量を低減させること、このように、最終需要段階における電力を中心

として利用拡大を図つていくことは、需給両面でCO₂削減がより容易な形になるということは事実だろと思います。御指摘のように、すべてのものを電力で使うわけにはもちろんまいりませんけれども、おのずとこれからCO₂削減を懸命に技術の上でやつていくとすれば、よりそのウエートを高めていくということになるのは事実ではないかと思つております。

○藤原正司君 いえいえ、今私が申し上げた電力化というのは何も電力会社が売る電力と言つているわけじゃなくて、例えば太陽光発電も全部含んであるわけですから、そういう意味で電力化といふものについてどうなんでしょうという申し方をしたわけであります。

そこで、その場合に、発電側においてCO₂を出さない、原子力、新エネ、そして化石燃料を使用した場合でも全部炭酸ガスは取つ捕まえて地中に埋めてしまふ、とにかく出さないということが大変大事なわけありますけれども、その中心になるのが私は原子力だと思つております。

原子力の場合、単にCO₂を出さないといふことではなくて、今後、自前の資源がわずか四%しかない日本が安定的にエネルギーを確保する上でも極めて重要。特に今の軽水炉ではなくて、今使正在用済み燃料としてごみか燃料かよく分からぬ状態で置かれているものが全部燃料に切り替わるFBRサイクルに持つていけば我が国のエネルギーの安定確保とCO₂カットというものは大変大きな意味を持つてくるというふうに思うわけですが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

特に、今御指摘をいただきました高速増殖炉FBRサイクルというものは、発電しながら消費しない燃料としてごみか燃料かよく分からぬ状態で置かれているものが全部燃料に切り替わるFBRサイクルに持つていけば我が国のエネルギーの安定確保とCO₂カットというものは大変大きな意味を持つてくるというふうに思うわけですが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 先ほどから委員のお話を伺つておりますて、物の見事に、クリアカットに問題点の整理と課題の分析を行つておられました。ちょっと感動を覚えた次第であります。

エネルギー行政の遂行、エネルギー政策の一義的な責任というのはもちろん資源エネルギー省、経済産業省が負つているわけあります。我が国におきましては、御指摘のとおり、エネルギーに関する研究というものは科技庁が行い、原子政策ですね、エネルギー政策の、「もうじゅ」の話で話が進んでおりますが、この原子力の研究に関して言うと文科省が行い、実用化、商業化についての部分は経済産業省が担当しているわけであります。

私は、かねてから、民生の現場、市場の現場の緊張感を研究分野でも持つてほしいということは

たとおり、発電する過程で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源でありまして、エネルギー自給率の低い我が国にとりましてエネルギー行政というのは極めて大事だし、これからも、二つの面から一體的な解決を図る切り札となるものであります。着実な推進というものを図つていかなければならぬと思っています。

そこで、政府といたしましては、原子力委員会が原子力政策大綱で定めました基本方針、この基本方針には幾つかポイントがございますが、例えば二〇三〇年以降も総発電電力量の三〇%から四〇%程度以上の供給割合を原子力発電が担うことを目指すと、また供給安定性に優れる原子力発電の特性をより一層向上させる核燃料サイクルを推進すると、そして高速増殖炉の二〇五〇年どころかの商業ベースでの導入を目指すといったことであります。この基本方針を尊重して二〇〇六年八月に基本方針の実現に向けました政策の枠組みと具体的なプランといたしまして原子力立国計画を策定して、その実現に取り組んでいるところでございます。

特に、今御指摘をいただきました高速増殖炉FBRサイクルというものは、発電しながら消費しない燃料としてごみか燃料かよく分からぬ状態で置かれているものが全部燃料に切り替わるFBRサイクル行政というのは物すごい大事になると思うわけです。にもかかわらず、今このちゃんと切られている体制というのは誠に私は残念だというふうに思つております。

本当にこれから国民の生活を落とさないできちつと温暖化対策を進めていくとすれば、エネルギー行政というのは物すごい大事になると思うわけです。にもかかわらず、今このちゃんと切られている体制というのは誠に私は残念だというふうに思つております。

○大臣政務官(山本香苗君) 十分御専門家でいらっしゃいます藤原委員にお答えするのもなんですが、私はその意味でこのFBRを進めていくべきというのは本当に大事なことではないかなといふふうに思うわけですが、この点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

私は本当に大事なことだというふうに思います

ずっとと言つております。民生部門ですと、何かトラブルがあると場合によつて原発が停止に追込まれると、そういう緊張感の下に日々いろいろ運営をしていると、研究分野においてはそういう緊張感が少しないのではないかという注文はかねてから付けておきました。

日本の政策はそういうすみ分けと連携を持つてゐるものでありますから、研究開発の成果といふのを円滑に実証段階に移行させていくということです。文科省と経済産業省が連携をしつかり取ると、あるいは産業界との関係とも連携をしつかり取ることで、両省や産業界等の関係者による協議会を設置をしまして密接に連携を行つてはいるところであります。

研究開発と実用化がスムーズにつながっていくよう、そして研究段階から民生の現場の緊張感をしっかりと持つて、特に安全性に対する疑義が出たら商業の推進はなかなかできないわけでありましたから、研究の現場からそういう緊張感を持つて、連携して一体的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

（藤原正吉君）私は、例えば「もんじゅ」を見れば、文科省が所管しているようと経済産業省が所管しているようと、地域の人から見れば原子力発電所にすぎないというふうに私は思つておりますし、特に「もんじゅ」の高裁判決のときにどこが責任を持つてこれまで裁判に対応してきたのか、これからどうするのかということについて、若干がくつときたことも事実でございまして、やっぱり責任を持つて進めていくことが、例えば今高レベル廃棄物の処分の問題についてもいろんな問題にしても、行き詰まっていることについてやつぱり国が一生懸命取り組んでいるんだということが大事だと思います。そして、国民の皆さんには、原子力といったときにそれ安全を前提に、安全を前提に、それは安全を前提なんですが、安全を前提に、絶対原子力必要なんだから安全を徹底的にやるんだという叱咤激励の態度が是非欲しいと私は思つているわけでございます。

そこで、今まで我が国が中心になつてやってきたセクター別アプローチ、この点について簡単にどういうものだ、そして国際的な評価はどうなんだと、えらい悪いですけれどもマスコミはけちよんぱに書きよるから余計腹立つんですが、その点も含めて言つていただきたいと思います。

○副大臣(新藤義孝君) このセクター別アプローチ、産業分野別ともいいますけれども、このアプローチはエネルギー効率などを分野ごとに割り出しまして、そして今後活用される技術を基礎とし削減がどこまでできるかと、こういう可能量を積み上げることで公平な削減目標を設定しようというものです。また、途上国にとりましても導入すべき技術が明らかになる、それからどの分野でどれくらい削減できるんだという道筋がはつきりするという意味におきまして非常に効率的な技術移転を促進できるんではないかと期待をしております。そして、このセクター別アプローチにつきましては我が省甘利大臣も積極的に国際社会において発言をされております。

そして、過日行われましたグレンинформルズ対話、幕張でありますけれども、こういったところから国

幕張でやいました。2連の作業部会それから主要国との経済会合等で議論をして、順次今認識されつつあると。それから、非常に有効なものであるじゃないか、公平なものではないのかというふうな評価をいただいている、というふうに思っております。特にEUや中国につきましては先般の首脳会談の場におきましても、このセクター別アプローチが有用だと、また重要な評価もいただいておりまして、引き続き国際社会に向けてこのセクター別アプローチの導入について働きかけを行つてまいりたいと、このように思つております。

私は、温暖化対策の最終の目標は排出枠を決めて、その減るために地球規模での取組が必要であることではないので、実際に減るかどうかが問題で、その減るためには大変意味があることだと思います。

で、特に途上国が一緒になつて取り組んでくれるかどうかに懸かっている。そのことが排出枠をセットすることで前へ進むならば私はやつたらいいけど、排出枠ではなくて具体的に減らす方法、そういう技術的な問題を含めて提供することで進んでいくと、いうのであれば、もつと言ひ換れば、排出枠にキヤップをかぶせることが国民生活レベルにキヤップをかぶせるんではないんだということが分かつてもらえるような方法がこれだとするならば、是非これはこれからも世界中に広めさせていただきたいし、そして我が国民に対しても是非広めていただきたいというふうに思うわけでございます。

そこで、今技術的な方法とは別に経済的措置という問題がこの温暖化対策の中でいろいろ言われているけれども、各自内閣では一本阿

温室効果ガスの排出削減に当たりましては様々な手法、例えば自主的な手法また規制的な手法、御指摘の経済的な手法、また情報を提供して取組を促進するような意味での情報的手法など、あらゆる政策手法を総動員してそれらの特徴を生かしながら有機的に組み合わせていくと、いわゆるボリュームミックスという考え方が重要であると思っております。その中で、御指摘の経済的手法でございますけれども、市場メカニズムを前提として経済的なインセンティブを与えるながら様々な取組主体の経済合理性に沿った排出抑制対策を誘導するものだというふうに考えておるところでござります。

国内排出量取引制度についてでございますけれども、この中で特に経済的手法のうち国内排出量取引制度また環境税につきまして、速やかに検討すべき課題という位置付けがなされているところでございます。

もう一つは、経済的措置を講じた場合にうまく削減に機能するのかどうかという問題もあるんではないかななどうふうに思つております。例えば二〇五〇年半減だとか、いや八割減だとかいうよくなればならないときに、あるいは国がリーダーシップを取つてそういう方向に持つていかにやいかなどいうふうに今思つているところでございまして、この炭酸ガスを減らすということに本当に機能するのかどうかなどうかとに一点に絞つて考える必要があるというふうに思つてゐるわけであつて、そのものとして經濟的措置があるといふうに理解をしております。ですから、そのもの自体には私は思つております。

ります。

その中で、今経済的措置の中で国内排出権取引という方法がいろいろ政府の中でも研究をされていふるに聞いております。国内排出権取引といふると何か今もあるんやないかみたいな感じになつて、本当はいろいろ皆さん方が関心を持つてゐるのは、キャップ・アンド・トレードのキャップの方に関心があるのに、この国内排出権取引となると何かトレードの話ばかりになつてしまつてゐるんですけれども、このキャップ・アンド・トレードのメリットとデメリットについて簡単にお願ひしたいと思います。

○副大臣(新藤義孝君) もう先生よく御案内のことを存じておりますが、要するに排出枠の交付総量を決定する、交付総量を設定した中でその排出枠を個々の事業主体に配分するなど、場合によつては他の事業主体との排出枠の取引又は京都メカニズムのクレジットの活用、こういつたものを認めるという制度、これが国内排出量取引制度でございます。

この制度のメリットは、まず自分の国の排出量を直接的に規制できること、また、市場が十分に成熟しているというのを前提になりますが、取引を通じて全体として排出の削減のコストを最小化できます。

一方で、デメリットといたしましては、個々の排出主体に枠を割り当てる強度の規制措置であるということです。したがつて、過去においてもう熱心に省エネに取り組んできたところ、もうあとの削減枠が少なくなつちやつてあるところ、要するに過去に省エネをたくさん行つた人は排出枠が少ししかもらえないといふ。一方で、今まで余り努力与えられると、そうすると、枠が余つたところでそれが取引の材料になつたとするならば、それは頑張つた人に対して報われた制度なのかと、こういうデメリットがござります。

また、京都議定書の参加国が排出量ベースで三

割しかないわけです、世界の。ですから、残りの七割の方が非参加国でございますから、そういう中で、ある国が排出量の枠を設定すれば、これが排出枠の設定されてない国に対して企業が流出する、こういうおそれもあるという心配があるわけでございます。

○藤原正司君 最近、ある新聞で、日本がいつまでもキャップ・アンド・トレードにノーと言つてしまつてゐるんですけど、このキャップ・アンド・トレードのメリットとデメリットについて簡単にお願ひしたいと思います。

○副大臣(新藤義孝君) もう先生よく御案内のことを存じておりますが、要するに排出枠の取引とだよ存じておりますが、要するに排出枠の交付総量を決定する、交付総量を設定した中でその排出枠を個々の事業主体に配分するなど、場合によつては他の事業主体との排出枠の取引又は京都メカニズムのクレジットの活用、こういつたものを認めるという制度、これが国内排出量取引制度でございます。

この制度のメリットは、まずもつて各国が納得するような物差しを作ることであります。このために我が国はセクター別アプローチというものを提唱して、公平な国別目標の策定を目指して交渉に取り組んでいるところでござります。

国内排出量取引制度と国際交渉との関係についてのお尋ねでございますけれども、こうした公平な削減負担が実現されないような国際枠組みが仮にできますと、これは国内排出量取引制度を導入するあるいはしないにかかわらず、資金が、クレジットを海外から買ってこなきやいかぬというような形で、一方的に海外に流出するといったような懸念が生ずるわけでございます。私どもがポート京都において公平な全員参加型の枠組みの構築が最優先課題であると申し上げているのも、そういったことも含めて考えてのこととござります。

国内排出量取引制度といふものは、元々温室効果ガス排出削減のための国内措置の一つであるというふうに認識をしておりまして、こうした今申

し上げたような点も踏まえまして、他の手法との比較、あるいはその効果、産業活動、国民経済に与える影響等のいろいろな観点について総合的に検討していくべき課題であるというふうに考えております。

○藤原正司君 次の質問につきましては、もう時間も余りありませんので答弁はいいと思いますが、温暖化問題について経済産業省とか経済界が影響になつて、あつたらほんまにまじめに温暖化問題に取り組む気がないんじやないかと、後ろ向きじゃないかというふうな声がちらちら入っているか入れてないかということで評価されるんでしようか。あるいはこれを入れなければ国際会議に恥ずかしくて受けないんじやうか。

○政府参考人(石田徹君) ただいま進めておりました二〇一三年以降のいわゆるポスト京都の枠組み交渉におきましては、これは先ほど来先生が御指摘になつておられますように、すべての主要排出国が参加する実効ある枠組みの確保というのが最優先課題であるというふうに考えております。このために、まずもつて各國が納得するような物差しを作ることであります。このために我が国はセクター別アプローチというものを提唱して、公平な国別目標の策定を目指して交渉に取り組んでいるところでござります。

国内排出量取引制度と国際交渉との関係についてのお尋ねでございますけれども、こうした公平な削減負担が実現されないような国際枠組みが仮にできますと、これは国内排出量取引制度を導入するあるいはしないにかかわらず、資金が、クレジットを海外から買ってこなきやいかぬというふうに思つておられます。ですから、ここは答弁結構です。

最後に、一個だけ省エネ法について触れておきます。

私は、昭和五十四年、この省エネ法が立法化さ

れるか。当時は、アラブの王様がくしゃみをすれば日本は風邪どころか肺炎になると言われた体质をいかに強化するかという一環として、一つは油の備蓄であり、一つは省エネであり、一つはバストミックスである。強いて言えば、もう一つは日の丸印の油を持つということであつたかもしません。これはちょっと横に置いておいて。

そういう面で見ますと、非常にこの間、これまでの間の取組は大変大きなことがありましたし、特に省エネは、単にエネルギー体質を強化するというだけではなくて、この温暖化問題に対しても大変大きく機能している。我が国が世界に胸を張つて、GDP当たりのエネルギー消費はこのぐらいなんですよと胸張つて言える僕は基礎をつくりながら見ればおかしくなつてしまつた。私は、決してそうではないんだと思っておりません。元に戻つて、エネルギー問題というのは環境と経済の両面から見なきやいかぬ、片つ方ばつかりから見ればおかしくなつてしまつた。ですが、元に戻つて、エネルギーを減らしながらも、なお国民の生活を落とさない、経済の競争力を落とさない、そのためにはどうあるべきかとどうあるというふうに思つておりますし、そのことについて決して卑屈になることなく堂々と言つてほしいと思うのであります。でないと、何か今、これ言うとまた怒られますか、郵政民営化のときみたいに、郵政民営化に反対する者皆ばかだみたに言われて、今度は地球温暖化対策に反対するやつは皆駄目だみたいに、そういうふうな何とか雰囲気になつていてそれを私は大変危惧します。もつと冷静に現実を踏まえて、生活と経済と環境というものをきちっと冷静に考えられるような、何というか、風潮をつくつていく必要があると思いますし、私も反対ながら頑張つてきました。もつと冷静に現実を踏まえて、生活と経済と環境といふものをきちっと頭に入れて経営ができるようになつたところはちょっと経営力も非常に弱いチーン店が多いんで、ここらは何らかの激変緩和措置がたというふうに思つておりますが、ただ残つてたところはちょっと経営力も非常に弱いチーン店が多いんで、ここらは何らかの激変緩和措置がとれないか。

もう一つは、これは国土交通省かもしれませんのが、国土交通省の場合は、昨年の建築基準法改正、その施行と片側の大蔵プログラム、あれがなかなか間に合わないで、大変現場では中小の建築業者の倒産などを招いたわけでありますが、ここのあたりはせぬかなという心配が大変あるわけでしたまた今度省エネに対する報告義務なんか入つてくると、せっかく持ち直したのがまたえらいことになりますが、これはせぬかなという心配が大変あるわけであります。でまた今度省エネに対する報告義務なんか入つて、ここらへり、施行上の留意というものがあるのかどうか、ちよつと順番にお願いします。

○政府参考人(上田隆之君) 工場、事業場に關し

て申し上げたいと思います。

今回の改正におきましては、工場、事業場におけるエネルギー管理を工場単位から事業者単位の規制体系に切り替えていくということでござりますが、一つは、この法律の施行は平成二十一年度当初からを予定しております。私どもは、この法律の施行に向けて混乱が生ずることのないよう、周知徹底あるいは積極的なPRあるいは情報提供ということを行つてまいりたいと考えております。

御指摘のその弱い、脆弱な事業者との関係であります。この法律の施行は平成二十一年度当初からを予定しております。私どもは、この法律の施行によって混戦が生ずることのないよう、周知徹底あるいは積極的なPRあるいは情報提供ということを行つてまいりたいと考えております。

（

うに頑張つてまいりたいと思っております。

○藤原正司君 ありがとうございました。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○前田武志君 民主党の前田武志でございます。

引き続き、揮発油等の品確法と省エネ法ですか

か、これについて質問をさせていただきます。

この二つの法案が今上がつて来たというのと、先ほど来非常に本質論、また格調高い議論を聞かせていただいたわけなんですが、温暖化等、そういうものを背景にして、もう目の先に迫つた

洞爺湖サミット、我が国が、福田総理がリーダー

シップを發揮されてイニシアチブを取るというこ

とになつてはいるだけに、この時点において我が国

としてできるところからどんどんやつっていく、當然のことだらうと思うんですね。

ちょっとと話の前提みたいなことで一枚参考資料

を配付させていただいております。

これはいわゆる温暖化というものを公式にした

もので、蛇口の方から毎年地球上の人間の社会活

動、経済活動、生活等、そういったところで出さ

れてくる人為的な炭酸ガスに換算して二百六十億

トン、こう言われております。そして、出口の方、これは自然の吸収量百十三億トン、海洋八十

十、森林土壤が三十三、こういうことのようですね。

したがつて、残りの約百五十億トンぐらいで

しようか、このぐらいが蓄積していく。そして、

工業化以前の濃度二八〇ppmと書いております

が、工業化以前というのは大体このレベルだった

のが、現在、薄い点線で三八〇ppmと書いてあ

りますが、ここまで上がつてきたと。今や毎年二

ppm上がつてはいるが、ここまで上がつてきたと。今や毎年二

ざいます。

図二の方は、これがまさしくハイリゲンダム・サミットですか、そこでも議論されたシナリオ

で、この表の右から二番目に二〇五〇年のCO₂

排出量、二〇〇〇年比、%というのが書いてあります。

一番左のカテゴリー、I、II、III、IVと下

に行くほど現状追認型になるわけですけれど

も、その二番目のマイナス三〇%からマイナス六

%というのがさきのハイリゲンダム・サミット

で真剣に取り組んでいくこうという合意を得た世界

の共通目標なんだというふうに承知をしておりま

す。そのことを示したのが上の図ということで、こ

れは出典は、環境研究所おられた西岡先生、I

PCCにもおられた西岡先生の書物から取った図

でございます。

そこで、環境問題というのは、先ほどの非常に

濃度の濃い議論の中にもありましたように、人間

の活動、諸活動、特に経済活動、産業活動、消費

活動、こういったものが活発に行われて、その結

果としてたまつていく負の側面なんだろうと思う

んですね。外部不経済だとか、こういうふうな言

い方もされますが、こういったものがもう受忍の

限度を超えたと、いうところにあると思いま

す。

たしか十二月の四日の、前の臨時国会の経済産

業委員会においても私は自然エネルギー利用を中

心にこの辺りの質疑をさせていただいたわけな

ので余り重複しないようにしたいと、このように

いますが、基本的な前提是そんなところにあるの

かなということで、いろいろあります。現実の経

済のこと、確かに先ほどの議論のとおりでござい

ます。非常に日本の国の場合には厳しい制約の下

で大変な省エネもやつてきたわけでありまして、

もうぞうきんもからだと、これ以上絞つても

水も出ないぞというぐらいのところに更に負荷

を、この削減目標を掛けている、そういうことで

はないかというふうな言い方もあるわけです

ね。しかし、地球全体、トータルで考えれば、環

境に対する負荷の総和というのが環境の許容限度を超えてしまうと、もうそろそろ超えつあると

いう認識のようですが、これが急激に超えていく

と、もう人類は、人類文明というのが崩壊すると

いうこともこれもかなり明らかになつてきましたと、こう思います。

I P C C の去年のあのちょうど今ごろやつた結

論というのは、これは科学者、いろんな異論もそ

れまでありましたし、今もその考え方あります。

しかし、ずっと英知を集め、日本も相当の貢献

しておますが、しかもそれは一方的な判断では

なしに、異論を唱える専門家、学者も中に入れ

て、そしてきつと評価をしていつた結果でござ

いましたから、今この前提というのはやはり政治

としてはきちっと受け止めていかなければならな

いことなんだろうと、こう思うんですね。

したがつて、社会全体がエネルギーの消費量を

いかに削減し得るかということに懸かつてきてお

るわけでございまして、もうぞうきん絞つてもこ

れ以上出ないよという日本の状況ではあります

が、さらに、言わばこの四十数年ある中で、二〇

五〇年まで、画期的な技術革新、ブレークスルー

もあるでしょう、トップランナー方式もあるで

しょう。そして、必ずしも先端の技術のみではな

しに、生活の在り方、そして社会のシステムみ

でありますから、その改革していく。それも一つの改革なん

だろうと思うんですが、そういったことをおいて

が、それを改革していく。それも一つの改革なん

だろうと思うんですね。それと対応ができるのではないかと、このよう

に思ふんですね。

もうちよつと言えば、二〇五〇年で人口は三千

万減るんですよ。今的人口から約七五%ぐらいに

なるんですね。それに対して各人口ごとのエネル

ギーの消費量というのは、今申し上げたような住

み方だと、技术革新とかいうようなことで、七〇

%とか八〇%ぐらいまではまあまあ簡単に日本の

実力ならやれるんだろうと私は想定するんですけども、それを掛けるだけでもほぼ五、六〇%に

なるんですね、六〇%前後に。私は達観すれば、

日本は人口も減るし、そしてかなりの期間、四十

第九部 経済産業委員会会議録第十号 平成二十年五月二十日

【参考院】

○政府参考人(和泉洋人君) 委員御指摘の改正基準法時の施行の混乱、大変申し訳なく思つております。あいつたことが今回の省エネ法の改正で起らぬないように、まず一点目は、届出なりの簡素化をしつかりやつていきたいと思います。加えて、適切な施行期間の確保、更に加えて、改正基準法の反省を踏まえて、関係者への徹底した周知

年近く掛けて技術革新やつていけば、それはクリアはできると思うんです。世界に対する責任は果たせると、こう思つております。

しかし、それじゃつまらない。それはもうその当時の、二〇五〇年ぐらいの世界の経済規模だとか人口だとか炭酸ガスの排出量からいうと、先ほどの同僚議員の御指摘のとおり、日本なんて大したことないですよ。そんなにキャーキャー言わなきただつて、まあ数%のものでしようが、それも少しつかりと日本は守つておれると思うんですね。多少達観的なことを言うとです。今はしんどいですが。

しかし、それだけで終わつてしまふなら、日本の値打ちはない。この環境先進国としてここまで努力してきたその努力の先に、この今加わつてきていないうちの途上国、そして四十年、五十年先には世界の大國というものが、人口規模においても産業規模においても、もちろん中国、インド等を始め随分多く出でるでしょう、そういうところも、あるいはアフリカ、そんな国々において今と同じようなエネルギー利用の生活スタイルというようなものがそのまま踏襲されたら、これはもうとんでもないことだから、そういうことにならないようなモデルを提示する。そのため日本があるんだというふうに考えるべきだというふうに思います。

さて、そんな前提から、まずは品確法ですね。これはバイオ燃料のバイオエタノールあるいはETBEといいましたか、そういうものの導入に關して品質を確保しようということのようですが、まずはバイオ燃料についてのその導入の目標、なぜこういうバイオ燃料を導入しなければならないかといったこと、あるいは日本のバイオ燃料の、特に国内におけるバイオ燃料の生産量の見通しであるとか、そんなことについてお聞かせをください。

○政府参考人(上田隆之君) バイオ燃料につきま

すけれども、まず導入目標につきましては、京都

議定書目標達成計画におきまして、二〇一〇年度

とが重要という方針を決めました。

また、今年の三月には私どもと農林水産省とで連携して、セルロース系の資源作物から大量かつ

低コストでバイオ燃料を生産する技術開発や目標などを内容とするバイオ燃料技術革新計画」というオマス熱利用を合計したバイオマスエネルギー全体につきまして、原油換算で七百三十一万キロリットルから八百九十四万キロリットルと定められています。うち、輸送用のバイオ燃料につきましては、原油換算で五十万キロリットルを目指しております。

このバイオ燃料でございますけれども、京都議定書上、カーボンニュートラルという位置付けになると承知しております。

○前田武志君 今のお答えの中でセルロース系と

いうお話をされました。ついこの間、間伐促進法

案が通りました。これは、御承知のよう

に、日本の山が腐っているんですよ。間伐ができる

ないものですから密集して、密植して植えた二十二年生、三十年生というようなところが全く間伐で伐がいかにスムーズに進むかというようなことに懸かっているんですけど、このセルロース系、地、そういうふたところの振興というのは、この間伐がいかにスムーズに進むかということにござります。そこで、もう一方の農産物系から作るバイオ工

タノール、アルコール系ですね、これについて

ちょっと大臣にお聞きしたいんですけど、一つ

は、私はどうしてもトウモロコシを、サトウキビ

であつたりトウモロコシであつたり、大農場で

は熱帯雨林を伐採して畑にしてと、間違つている

なというふうに思うんですね。

多少量は少なくとも、もつともつと、日本も休

耕地なんかがたくさんあるわけですし、中山間地

等あるいは河川敷等、菜の花プロジェクトなどか

あるいはてんぱら油の利用だとかいろいろあるよ

うでございますが、こういつたものは、量は少な

いでしょうかが、関連するのが地方の小さな町の熱

心人たち、あるいはその町の既存のローテク、

こういつたものが関与してやつっているわけでござ

りますが、関連するのが地方の小さな町の熱

心人たち、あるいはその町の既存のローテク、

こういつたものが関与してやつっているわけでござ

りますが、こういつたものは、量は少な

いでしょうかが、関連するのが地方の小さな町の熱

心人たち、あるいはその町の既存のローテク、

こういつたものが関与してやつっているわけでござ

りますが、こういつたものは、量は少な

いでしょうかが、関連のが

あります。

この中で、御指摘の間伐材などについてもバイ

オ燃料の製造原料の一つの対象として位置付けら

れてございますけれども、具体的には、これから

まだまだ研究開発しながら各地でいろんな方々の

お取組が始まるというふうに考えておるところでござります。

○前田武志君 セルロース系、木質系、それから

全体のバイオマスもそうなんですが、これは生産

物としては工农厅あるいは経産省管轄じゃないも

のですから、一生懸命お取組はしていただいている

んでしようが、我が責任というような感じには

なかなかなりにくい。是非このバイオマスについ

て、特に木質系について特段の取組をお願いした

いんですね。

あわせて、後で聞きますが、住宅局長も来てお

られますけれど、この利用の方ですよ。これまで

た、住宅局は木材なんているのは別にオブリゲー

ションがあるわけないし、住宅政策ということ

でやつておられる。本来はこれは林野庁等の所管

です。ここも木の文化を入れるということ意味

では、住宅系にいかに木材を使うかということが炭

酸ガス削減につながるし、日本の新しいモデル提

示になるということを御指摘をさせていただきた

いわけでございます。

そこで、もう一方の農産物系から作るバイオ工

タノール、アルコール系ですね、これについて

ちょっと大臣にお聞きしたいんですけど、一つ

は、私はどうしてもトウモロコシを、サトウキビ

であつたりトウモロコシであつたり、大農場で

は熱帯雨林を伐採して畑にしてと、間違つている

なというふうに思うんですね。

多少量は少なくとも、もつともつと、日本も休

耕地なんかがたくさんあるわけですし、中山間地

等あるいは河川敷等、菜の花プロジェクトなどか

あるいはてんぱら油の利用だとかいろいろあるよ

うでございますが、こういつたものは、量は少な

いでしょうかが、関連のが

あります。

この中で、御指摘の間伐材などについてもバイ

オ燃料の製造原料の一つの対象として位置付けら

れてございますけれども、具体的には、これから

まだまだ研究開発しながら各地でいろんな方々の

お取組が始まるというふうに考えておるところでござります。

○国務大臣(甘利明君) バイオ燃料の導入という

のはエネルギー源の多様化、それから地球温暖化

対策の観点から有効であります。それ以外に、

御指摘になりましたように、地域経済、地産地消

を通じて活性化をしていくことも大きいに期

待をされているわけあります。

お手軽にできるということであれば幾つかあり

ます。例えば間伐材を低コストで収集、加工し

て地域内において発電用燃料として利用する。

これはチップ化でありますけれども、この地産地

消の事業を支援をしております。これによりまし

て、原油価格が高騰する中で、地元企業がより安

価な、そして食料と競合しない木質バイオマス燃

料を利用できるようになるとともに、間伐材の処

理を通じた林業の活性化も期待できるわけであります。それから、御指摘がありました菜の花プロ

ジェクトであります。地方自治体であるとかあ

るいはNPOを中心に、廃食用油を回収して加工し、バイオディーゼル燃料として利用するという

取組が各地で進められているわけであります。

経済産業省では、こうした取組を促進するため

に補助を行つております。これは二分の一補助で

あります。地方自治体、NPOに対する財政支

援であります。これは地域新エネルギー導入促

進対策事業として行つて行つております。

幾つか例を挙げさせていただきまして

も、こうした地産地消の取組がこれからも普及す

るように、引き続き支援に努めてまいりたいと考

えております。

○前田武志君 そこで、このバイオエタノールにしろ、あるいはセルロース系にしろ、これは自然エネルギーの中ですね。ひとつ、先ほどの議論にもありましたけれども、日本の自然エネルギーの導入の今状況、目標、どうなっているか、教えてください。

○副大臣(中野正志君) 本年三月に公表いたしました長期エネルギー需給見通しにおいて、再生可能エネルギーの最大導入ケースとして、二〇二〇年までに一次エネルギー供給の八・二%、また二〇三〇年までに一一・一%という見通しを示しております。

この二〇二〇年度の数字は、例えば住宅用の太陽光発電については新築の持家住宅の約七割に導入をすると。累積で三百二十万戸ということになりますから、累積でいいますと現在の約十倍程度の導入量となります。風力発電につきましては二〇二〇年においては現状の約五倍の導入量を想定しているものであります。この水準だけでも、官民総力を挙げてこれをやり上げなければともども達成できないものだと、そう私は考えております。ちなみに、二〇三〇年の数字を申し上げますと、戸建て住宅の太陽光、約一千万戸、そして風力発電につきましては、二〇三〇年、約六千基の想定をさせていただいたところであります。

他方、EUでは、二〇二〇年に最終エネルギー消費量の二〇%の再生可能エネルギーを導入する目標を設定をいたしております。しかし、私たちの日本の国と地形あるいは自然環境いろいろ異なる国々についての比較を一律にするというのは、必ずしも適切ではないかなとは思います。この間ドイツに参りましたけれども、ドイツに参りますとそこからこじて風力発電の施設がありま。私たちの日本でもこういう形にならぬのかなと考えて事務当局ともいろいろ話したのでありますけれども、地形的に急峻な地形が多いとか、あるいは風というと海岸地帯でありますとか、ある

いは私たちの日本は一定の風量が確保できない地域があるとか、あるいは残念ですが、台風で、よく報じられますように、風力発電の施設が結果的に崩壊させられたとか、いろいろそういうケースを見ると、なかなか一気呵成にという形にはいかないと、そういうことは承知はいたしております。

いずれにしましても、長期エネルギー需給見通しで示したこの二〇二〇年の姿を目指して経産省としても最大限の努力を行つてまいりたい、こう意を決しております。

○前田武志君 もちろん自然エネルギーというのは本質的に地域に独特のものであります。しかも、広く薄くという性格を持つておりますから、それをいかにうまく集めて使えるエネルギーにす

る。しかし、需要側、使う側というのは、地域の、特にセクター別の、この経産省が法案説明に持つてきただいたのでも民生部門が一・四倍、随分増えているんですね。民生部門なんかで使うエネルギーといふのは質の悪いエネルギーでいいわけですから、そこに自然エネルギー利用の、実は技術的にちょっと技術を高めれば可能になるんだろうと思います。やれない理由というのは今やつていなければ大体幾らでも出てくるんですけどね、その気になつて取り組めば自然エネルギーの利用というのは可能になると思う。

しかし、それもまた日本のこれだけ大きな経済社会の全体の大きな割合をこれでというようなものではない。それは分かっているんです。しかし、少なくとも、民生部門も含めて自然エネルギーを徹底的に使う。そして、やがてそういうことになってくると社会の在り方まで変わつてくるんだろうと思うのですからね。

そこで、今副大臣が御指摘のように、かなり意欲的な目標は持つていただいているようなんですが、それ尽可能ならしめるには、RPSです。R

が、それはそうです、電力会社に全部をかぶせる

ようなります。

建策関係の省エネのところについては余り質疑

りますよ。だからこそ固定価格制度というものをあります。だらこそ固定価格制度というのを

て、固定価格制度を導入したドイツとかスペインとか、みんなすごい自然エネルギー利用が進んでいるんですね。しかも、それが最終利用者である市民、消費者にそれほど大きな負担になつてない。進めば進むほど全体のコストも落ちる。

しかし、日本の場合には一舉にそこまで行くのもなかなか難しかろうということで、前回も申し上げたですが、燃料費調整制度というのがある。それをうまく組み合わせば今でも直ちに

もつと自然エネルギーを導入することができると思いますが、いかがお考えですか。

○政府参考人(望月晴文君) 御指摘の燃料費調整制度は特定の電源についての振興のためには今までおりませんので、そういう面で現在そういう体制ができていないと思いますけれども、御指摘の、例えば今風力だと太陽光について固定価格制度で、ドイツのように、今、キロワット七十円とか、そういうことで二十年間買うということでございますが、通常の電源の十倍ぐらいの値段で買い続けるということを約束をするということについては、むしろIEAなどからもエネル

ギー政策上非常に問題があるという御指摘もされているようございます。

私どもは、むしろ幅広くこういった、例えば太陽光発電などについて普及させるためには、現実的に経済的に成り立つようなコストにいかに早く下げられるかということが大切ではないかと思つております。そういう面でいうと、技術開発を促すという観点からも余り高い固定価格制度で買取り続けるという案が全体を引っ張っていくということについては必ずしも適切ではないでないでないかというふうに考えております。

○前田武志君 長官としてはそういう答えにならざるを得ないんじょうが、私は、今のRPSの制度の中で固定を導入しろとか言つてゐるわけ

じやないんですね。これはまさしく政治の責任であります。

一

エネルギーを利用していかに省エネをやつて、そして大都市なんかは世界に冠たるマストランジットというんですかね、大量輸送形式、こんなすばらしい都市交通なんというのは世界にありませんよ。そういうふうにモデルを示し得るわけですか、是非この省エネ、自然エネルギー、そして未來のあるべき人間の社会の在り方、そういういたもの日本が提示するんだというぐらいのつもりでこの問題に取り組んでいただきたいと思います。

最後に大臣の御所見をお聞いて、終わります。

○國務大臣(甘利明君) 今の話は国交省の話じゃなくてですか。

○前田武志君 というよりも、大臣として、内閣の責任あるお立場として自然エネルギーを中心になります。よろしくお願ひします。

○國務大臣(甘利明君) 地球温暖化の防止に関し

ては何か一つだけ取り組めばそれですべてが解決するということではありません。先ほど来指摘さ

れていましたように、省エネの技術あるいは從来に原子力の推進あるいは建築物に対する省エネ、断熱性の一層の向上、あるいは国民運動としてどう取り組んでいくか等々、あらゆる政策の合わせ技でこれはなし得ていくものであるというふうに考えております。

経済産業省のみならず、政府挙げて各省連携で毅然たる姿勢で環境先進国日本の姿を示していくといふふうに思つております。

○前田武志君 終わります。

○松あきら君 公明党の松あきらでございます。

御配慮により、先に質問をさせていただきますことをお許しいただきたいと思います。ありがとうございます。

大臣の記事をちょっとインターネットで見させていただきました。「省エネ技術の開発が国際競争力に」、そしてもう一つは「太陽光発電技術、いざれはプラント輸出」と、こういうのを見ました。私は、しばらくなという思いでこの記事を読ませていただきました。

もちろん、先ほど来、種々いろいろな御質問、御意見が出ておりますけれども、やはり環境と經濟の両立という視点が大事であると、藤原先生もおっしゃいました、まさにそのとおりであると思

います。そして、この両立を図るという観点がな

いと、まさに途上国はこれから伸びていかれない。ですから、途上国も成長する権利はちゃんと担保をしながら、最終の二〇五〇年を目指して具

体的な数字にするということあります。そして、そのためには、その省エネ技術をどう移転し

ていくかがかかるというふうにおっしゃっておられて、もちろんファーストステップでセク

ター別アプローチのことでもお話をなさつていらっしゃいます。

並行して、革新的な燃料電池開発、自動車用電池や燃料開発ということもおっしゃっておられました。が、昨日テレビを見て、ニュースを見ておりましたら、日産自動車とNECは十九日、次世代

環境対応車に使うリチウムイオン電池の量産を始めると正式発表したと、こういうことでございま

した。もちろん、これは日産とNECだけではなく

トヨタと松下、あるいは三洋電機とドイツのフォルクスワーゲン、それ、それが共同開発をも

う進めているところであります。が、いよいよ開発から量産へという時代になつたと。これはまさ

く、トヨタと松下、あるいは三洋電機とドイツの

で、トヨタと松下、あるいは三洋電機とドイツの

の、あるいは売る石油もないけれども、観光や金融でどんどん人を集めたいと。それには、さんさんと輝く太陽は幾らもあるわけですから、こういう

中東を主にしたプラント輸出をするというお考えはもう枯渉しちゃって、自分のところで使う石油

はないし、売る石油もないけれども、観光や金融でどんどん人を集めたいと。それには、さんさんと輝く太陽は幾らもあるわけですから、こういう

中東を主にしたプラント輸出をするというお考えはもう枯渉しちゃって、自分のところで使う石油

はないし、売る石油もないけれども、観光や金融でどんどん人を集めたいと。それには、さんさんと輝く太陽は幾らもあるわけですから、こういう

中東を主にしたプラント輸出をするというお考えはもう枯渉しちゃって、自分のところで使う石油

はないし、売る石油もないけれども、観光や金融でどんどん人を集めたいと。それには、さんさんと輝く太陽は幾らもあるわけですから、こういう

中東を主にしたプラント輸出をするというお考えはもう枯渉しちゃって、自分のところで使う石油

はないし、売る石油もないけれども、観光や金融でどんどん人を集めたいと。それには、さんさんと輝く太陽は幾らもあるわけですから、こういう

中東を主にしたプラント輸出をするというお考えはもう枯渉しちゃって、自分のところで使う石油

はないし、売る石油もないけれども、観光や金融でどんどん人を集めたいと。それには、さんさんと輝く太陽は幾らもあるわけですから、こういう

中東を主にしたプラント輸出をするというお考えはもう枯渉しちゃって、自分のところで使う石油

はないし、売る石油もないけれども、観光や金融でどんどん人を集めたいと。それには、さんさんと輝く太陽は幾らもあるわけですから、こういう

中東を主にしたプラント輸出をするというお考えはもう枯渉しちゃって、自分のところで使う石油

すべきではないかということを提唱しているわけ

であります。日本の場合、蓄電池の技術が優れています。太陽光の一番のネックというのは出力が不安定になると、雨、曇りでフラクチュエート

するわけですね、夜は全く出ないと。これは定格出力で出し続けることができるようするために組合せをして安定した質の良い電力を持続的に供給するという技術を開発し輸出したらどうかといふことで、何か所かで直接提案をしました。

UAEでも提案をしました。サウジでも提案をいたしました。彼らはもう極めて乗り気であります。つまり、石油や天然ガスが枯渇したときに自分たちの国はどうなっているんだろうかという不安と闘つて乗り気であります。そのときにもきちんと電力供給ができる、あるいは彼らは電力輸出をしたいということまで言つていて

あります。つまり、石油とそれから資源とかもきちんと電力供給ができる、あるいは彼らは電力輸出をしたいということまで言つていての

すので。

戦後、私も団塊世代でございますけれども、幼稚園時代には白黒テレビができまして、洗濯機、冷蔵庫、家庭電化製品、三種の神器と言われました。ふんふんとうなずいてくださっている方も多いらっしゃいますけれども、その三種の神器もいろいろと変わってまいりまして、五年前の小泉総理の施政方針演説では、これが食器洗い乾燥機、薄型テレビ、カメラ付携帯電話、これが新三種の神器というふうにおっしゃって、欲しいものがないと言われる現在でも新しい時代をとらえた商品の売れ行きが伸びているというふうにおっしゃつておられましたけれども、これ以外にも電子レンジや空気清浄機、ラジカセなど次々ともう出てきました。

やつぱり欲しいものはあります。そして家庭に必要なものもやはり主婦としては特にございまし

て、私は麹町の宿舎に入つておりますけれども、非常に古いんです。いろいろ宿舎のことでも言わ

れておりますけれども、コンセントがないんで

す。こういう状況を一般の国民の皆様に分かつていただきたい。ですから、もうそのコンセントを作つてもらうだけでも大変な工事を、私がお金を

出してしかもやつてもらわなきゃいけない、辞め

るときには元に戻していかなきゃいけないと。ついでの話ですけれども、こういうふうにしなきや

いけないと。

こういうことで非常に古いところを使つております。

まして、今は例えれば電話でもディスプレー方式

じやないとだから掛かってくるか分からないと

かいいろいろ危険なこともあるとかという、特に女

性の独り暮らしなどはそういうことがあつて、す

べてに電源が要る、電気が要るという、ちょっと

横道にそれましたけれども、そんな状況になつて

おります。

一九七三年には例の中東戦争の影響によるオイルショックがありまして、我が国にも大きな打撃

を与えた。これは、経済成長率はこの翌年に戦後

初のマイナスとなつて、例の高度経済成長時代に

終止符を打つたわけであります。ここから日本全

体が化石エネルギー資源は限りがあるんだ、欲し

いときには手に入らないんだと。特に今はこうい

い状況であります。ですから、一九七九年には一

斉に省エネが叫ばれて今回改正に臨む省エネ法が

作されました。いろいろありますが、先ほども胸

を張つて言える省エネだというお話をございまし

た。

今回よくよくこれを見ますと、二〇〇五年度の

部門別エネルギー消費は、部門別では、産業部門

では一九九〇年度と比べて一・〇倍とオイル

シヨック以来横ばい、業務用、家庭用を含んだ民

生部門では一・四倍、運輸部門では一・二倍と

なつてゐるわけであります。民生部門もあるいは

運輸部門も、省エネ対策の強化策が取られてきた

のにもかかわらず残念ながら省エネが進んでいな

いという状況であります。

各部門でのエネルギー消費の動向、その要因を

どのように認識をされていらつしやるのでしよう

か。また、こうして一生懸命に特に民生部門、運

輸部門、省エネ対策しているにもかかわらず進ん

でいないという結果はどういう理由があるのか、

お聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(甘利明君) 御指摘のとおり、産業部

門では生産が増強されているにもかかわらず横ば

いそれから運輸やそれから民生でかなり増加を

してしまつてゐるということであります。

産業部門につきましてはいろいろな省エネ努力

が図られてきましたし、各種政策も厳しく省エネ

を管理していくよう法改正もなされてきたわけ

であります。それを極力今度は幅広く、産業部

門から民生業務部門にまで入つていくようにカバ

レッジを広げるという改正を今お願いをしている

わけであります。

あわせて、家庭部門におきましても、トップラ

ンナー制度による家電製品の購入が確認しやすい

ように、販売事業者と連携をして言わば国民運動

換えるときには省エネのラベリングに注目をして

ます。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございま

す。

最初に、バイオ燃料について伺いたいと思いま

す。

バイオ燃料は地球温暖化に有効であると言われ

ます。

いただくということ等、取り組んでいるところであります。また、省エネを国民運動として定着させていくためのいろいろなキャンペーん等も行つてゐるところであります。

そういう点を通じて、今まで産業部門では省エネ法等の縛りもありましたし、あるいは省エネ

シヨック以来横ばい、業務用、家庭用を含んだ民

生部門では一・四倍、運輸部門では一・二倍と

なつてゐるわけであります。民生部門もあるいは

運輸部門も、省エネ対策の強化策が取られてきた

のにもかかわらず残念ながら省エネが進んでいな

いという状況であります。

各部門でのエネルギー消費の動向、その要因を

どのように認識をされていらつしやるのでしよう

か。また、こうして一生懸命に特に民生部門、運

輸部門、省エネ対策しているにもかかわらず進ん

でいないという結果はどういう理由があるのか、

お聞かせをいただきたいと思います。

○松あきら君 ありがとうございます。たくさ

ん通告申し上げましたのに二問で終わつてしまい

ました。続きは次の機会にさせていただきたいと

思います。

○國務大臣(甘利明君) ありがとうございます。

○委員長(山根隆治君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時六分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(山根隆治君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

○委員長(山根隆治君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、エネルギーの使用の合理化

に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油

等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する

法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行いま

す。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございま

す。

最初に、バイオ燃料について伺いたいと思いま

す。

バイオ燃料は地球温暖化に有効であると言われ

ます。

ておりまして、政府は二〇一〇年に五十万キロ

リットル、石油換算の導入を目指しておられま

す。

ところで、どんなものにも便利なものには必ず

リスクがあります。このバイオエネルギーにモリ

スクがあると思います。例えば、不適正な混和が

行われるということによって混入濃度の限界を超

えて混和品が生することであるとか、流通段階で

自身がエネルギーコストを下げて競争力を付けて

いくという自分自身の事情からも推進をしてきた

ことがありますし、この改正は規制部分もありますか

ないところにインセンティブを付けていくような

取組として今回の改正をお願いをしている次第で

ありますし、この改正は規制部分もありますか

ないところにインセンティブが働か

ないでけれども、そういうインセンティブが働く

ことになりますけれども、そういうような様々なリス

クが懸念される、こういう指摘がありますけれど

も、具体的にはどんなリスクがあるんでしょう

か、伺いたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) お答え申し上げま

す。

現行の品確法におきましては、ガソリンに対する

エタノールの混合上限は三%、ETBEの混合

上限は約八・三%と規定いたしております。ま

た、軽油に対する脂肪酸メチルエステルの混合上

限については五%と規定しております。

流通段階で混入を想定しておりますのはエタ

ノールとそれから脂肪酸メチルエステルの場合だ

と思いますけれども、濃度管理や攪拌が不十分な

ど不適切な混和を行う場合には、規格に適合した

ガソリンや軽油を製造できずに、結果的に、自動

車部材を腐食させ自動車火災を引き起こすおそれ

や、排ガス性状の悪化により大気汚染を発生させ

るおそれがございます。また、場合によつては、

E3などの場合には水分混入によつてガソリンの

品質が変化する、すなわちオクタン値が変わる、

あるいは蒸気圧が下がるなどのことが想定をされ

ているわけでございます。

○加納時男君 今のお話で、不適切な混和によつ

て大気汚染であるとかあるいは光化学スモッグ、

自動車部品の劣化、火災事故等の懸念もあるとい

うわけですね。こういうリスクがあるとすると、

当然このリスクに対処して今回の法改正がなされ

ています。

それでは、具体的にこの法改正ではどのような

対策を講じていいか、伺いたいと思います。

○大臣政務官(荻原健司君) お答え申し上げます。

今回の法改正におきましては、まず、バイオ燃料を混和する事業者に対しまして事前の登録を義務付けます。適切な混和を行い得る設備があるかどうか、違反歴があるかどうか、こういったものをチェックをしたいと思っています。

また、生産したバイオ燃料混合ガソリンや軽油の品質が規格にきちんと合っているかどうか、いわゆる品質確認の義務を義務付けるということをございます。

バイオ燃料の混和を行う事業者がこれらの義務を着実に履行しているか確認するために、立入検査も実施したいと思つております。また、予算措置を講じまして、毎年すべての混和事業者からサンプルを取りまして、分析を行い、規格に合つているかどうか、こういった確認をしたいと思っております。

さらに、執行に当たりましては、税務当局、アルコール管理当局、消防当局等と情報交換を行い、執行面での連携強化を図つてまいりたいと思ひまして、こうした取組を通じまして石油製品の適正な品質を確保するようにしてまいりたいと考えてございます。

○加納時男君 とても、よく分かつたという今声がありましたけれども、分かりやすい説明をしていただいていることがあります。結構だと思つてございます。その方向で是非進めていただきたいと思っています。

不良ガソリンが出回るおそれというのはいろんなことで危惧されるわけであります。例えば、元売の管理を離れた特約店とか油槽所などの流通段階でエタノールが混合される、こういうおそれもあります。それからまた、こういう場合、油槽所にはこれまでの法律では品確義務、品質確認義務はないんですけど、これについてはどのように対処しておられるのか、伺いたいと思います。

○副大臣(新藤義孝君) 今回の品質確保するための義務は、業者に規制するのではなくて、それを

行う者に対する規制でございます。ですから、卸売業であつて、また特約店や、それから元売、それぞれ各事業所がそういう行為を行つたときに規制を掛けると、こういうことになります。

したがいまして、バイオ燃料の混和によつて新たな品質のガソリンや軽油を生産する事業者に対して経産大臣の登録、それから品質確認義務が掛かります。それによつて、単に、バイオ燃料の混和を行わずに燃料の売買のみを行う卸売業者まで至らずとも十分に品質確保が図られるんではないかなど、このように思つておりますし、また、この義務を履行しているかどうかは、立入検査を実施するなど厳格に執行できるように心掛けているかなど、このように思います。

○加納時男君 お話は抽象的によく分かるんですが、実際の話としまして、今回の措置では生産業者、輸入業者には出荷という行為ですね、出荷といふ行為のときに品質確認義務が課せられています。それから、販売業者にも同様の義務があるんですね。それで、ただし、卸売業者にはその品確義務がないというのはどうもちょっと今の説明ではいまいちよく分からんのですけれども、なぜでしょうか。それでどのように対応するんでしょうか。

○政府参考人(望月晴文君) 想定される違反といふのは混和に伴うものでございます。したがいまして、混和を行う人であればすべての人が対象になるわけでございまして、規定の仕方として行為を行つた人に着目して行われているわけでございます。いわゆる全体としては卸売業者であつたとしても、それが特定の場で混和をするということになればこの法律の対象になるになるわけでございまして、それは法技術的な規定の仕方であろうかといふふうに思つてゐるところでございました。

○加納時男君 どうもありがとうございました。ちよつと、次はやや専門的なというか、細かい話なんですが、ちよつと気になつてゐることがあります。この法案を見ますと省令規定が多いんですね。

私も省令というのに委任してはならないというこことは思つておりませんし、日進月歩の技術開発の時代であります。法律改正をそのたびにしなければならないということになると、急速な日進月歩の技術に追いついていかれない。それから、世の中では予想もしないことがいろいろ起つているのが現実でありますから、あらゆる変化に機動的に対応するのが大事だというのはよく分かります。

そういう意味では、法律ということになりますとかなり準備期間が要ります。そして、いろんな手続を取り、ようやく国会に出てくると、出てかかる慎重な審議が行われてやつと上がる。しかも、衆議院、参議院、両方通るからまず倍の時間が普通掛かっておりますよね。これは民主主義ですから当然のことなんですが、これは私、法律でやるべきことは法律でやるべき、だけれども、何でもかんでも全部法律でやるのは大変だと、こういう考え方私理解しています。そういう意味では、機動的な対応のために省令で対応していくというのは、私は認める立場であります。だから、しかしながら、私がちょっとこのあたりながら、しかしながら、私がちょっとこのあたりでございまして、規定の仕方として行為を行つた人に着目して行われているわけでございます。

それから、軽油が石油製品とすると、石油製品以外で省令で指定するものは恐らくBDF、バイオディーゼル、ユーリアルだろうと私は思います。これは私、別にこの道のプロじゃないんですけど、こういうことに少しかかわつていると頭にぴんときて、ああこれはこの話つてすぐ分かるんですけど、これ正直言つて、普通の国民が見て、石油に石油製品以外のものを混ぜる、石油製品以外のもので省令で定めるものを混ぜるのは特定加工のもので定めると言つて、びんとくるでしょうかね。ちよつと私は恐ろしく難しいんじゃないかと思うんです。

私は、ただ悪口言つてゐるんじゃなくて、建設的な提案をしますと、今回はこの法律これでいいと思いますけれども、何となく分かりましたんでいふんですけど、今後似たようなことをやるときは、ある程度例示をして、それ及びその他政令で定めるものというふうな書き方もあるんじやないかななんて思つてゐます。この辺はかなり行政府と立法府との間のせめぎ合いのところかなと思つて、余り責めるのも氣の毒な氣も内心しますけ

これ、読んで分かりますかね。石油製品に石油製品以外のものを混ぜる。何だろうと、私は読んでこれ一瞬分からなかつたですね。石油製品、これは分かります。それに石油製品以外のものであつて省令に定めるもの、これ分かつたら私天才だと思います。これ、いろいろ実は私もこの法律作るときからタッツチしてたので、中身は正直言うと

あつて省令に定めるもの、これ分かつたら私天才だと思うんですね。けれども、恐ろしく分からないと私は思つてゐるわけあります。これは揮発油にエタノール、揮発油プラスエタノール、つまり、石油製品というのが揮発油で、石油製品以外で省令で定めるものはエタノールであると、こんなことに恐ろくなると思います。それから、エチルターフィヤリーブチルエーテルですね、ETBE。石油製品が揮発油であつて、石油製品以外で省令で定めるものがETBEであると、こういうふうに読むと非常によく分かるわけです。

ど、私が行政官だつたらちよつとつらいなとは思っています。どうしても私は、何でもいいから省令に委任するというのは少し安易ではないかと、あるいは今までの我々が、政治の場が少し甘かつたんじゃないかななんていうところで思つています。

大変失礼なことで、もうちよつとだけ言わせてもらうと、品確法や何か、品確法の中で経済産業省令で定めるというのは何か所あるのかなど。ごく、今は品確法の、これ一部改正ですから割と短い法律なんんですけど、それでも八か所ありますね。もう一つ今日、議論のネタになつてきている省エネ法、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案、名前は非常に長いんですけれど、法律自体は短いんです。この短い中に、じや省令委任が何か所あるか、今朝もらつたんでもちよつとお昼休みに調べたら、失礼なことを言いますけど、調べたら二十三か所あります。省令で定める。うち、おたくだけじゃないです、国交省令で定めるが十一か所、経済産業省令で定めるのが十二か所。実体をやつしているのか手続なのかつてまた私なりに分類してみたんですけど、これはほとんどが、九〇%以上は手続の細目であるから、これはいいのかなと思います。だから、やっぱり実体というところになるとちよつと気になるなど。

今申し上げたのと似たような例が、さつきの話、品確法に戻りますと、品確法で登録拒否の要件というのがあつて、これは通告していなくて悪いんですけど、十二条の五です。お作りになつている方が全部御存じだと思います。これは第十二条の三という条項の第四号に掲げる事項、何か分かりにくいんですけど、というのは何かといふと、特定加工のための設備の構造のことですが、これが、特定加工を適切かつ確実に実施するに足るものとして経済産業省令というのが出でるんです、で定める基準に適合していないと認めるときは登録を拒否しなければならない。これはかなり大事な規定で、登録拒否というのはま

さに権利にかかるものですから、これを拒否する規定の中にやつぱり省令で定める基準というのが入つています。

ただ、救いがあるのは、これ以外にも幾つも例示がしてあつて、そして、それ以外、それで漏れちゃうものについてこれで救つてあるという規定の仕方だから、私はこれは納得できるんですけど、例えばこんなような規定の仕方も、さつき、今日例に挙げた品確法第二条のことで検討の余地があるんじゃないか。今日はこれで修正案を別に出しているつもりじゃないで、意見を聞きたいと。今後こういうことを留意すると言つてくれれば私は終わりますけれども、感想を聞きたいと思ひます。

○政府参考人(望月晴文君) 法律が下位法令にそとの細部を委任するということは、いろんなケースが考えられると思います。今先生が御指摘になりましたケースでも、混入するものを何ができるかという部分と、それから登録要件のところとは恐らく趣旨が、私どもが考えるときには趣旨が違うんではないかと思っております。

○加納時男君

ありがとうございます。今、今後の覚悟も述べられましたので、その方向でやつていただきたいと思います。私は今日はこの質問はここまでにしておきます。

○國務大臣(甘利明君)

バイオエタノールを含むバイオ燃料の導入は、エネルギー源の多様化であるとか地球温暖化対策の観点から有効であります。しかし、御指摘のように、トウモロコシ由来のバイオエタノールの大規模導入等が一因となるリスクについて、今日午前中にも同僚議員から質問がありましたけれども、もう少し追加して伺いたいと思います。

意味では機動的に許すというために書こうということで、まずもつて、この法律で国民にまず周知させていただきたいというのは、基本的には混ぜないでほしいということなものですから、多分、恐らくそれが安全のために必要だということでああいうふうになつてきているのではないかというふうに思つております。

現実問題として、エタノールであるとか、今我々が許可をしようと思っているものについては、そういう行為がむしろ適正に行われつつある

トウモロコシに転作するということで、大豆が不足して値段が高騰しております。そのため、対策としてセルロース系の植物にしたらいんじゃ、それが直ちに危険を及ぼすというような事態も想定されますので、ああいう規定になつてあることだと思います。

それから、登録要件についての、先ほどの省令

の部分は、済みません、一々言い詰ばかりして申し訳ないんですが、先ほどの省令の部分は恐らく設備についての詳細な規定になると思いますので、その点については、設備の変化等々ございませんので、むしろ技術的な事項としての部分ではないかと思います。

その他、全部レビューしておりませんが、私もどもとしてはできる限り、安易に下位法令にゆだねるということはむしろ国民からの支持を失うということも十分考慮しながら、省令についての最低限の委任ということを考えるというのが基本であります。

その他の、今全部レビューしておりませんが、私どもとしてはできる限り、安易に下位法令にゆだねるということはむしろ国民からの支持を失うと

めているということでございますが、これから一體どんな混ぜ物が違法にも行われるかも知れないも想定されますので、ああいう規定になつてあることだと思います。

それから、登録要件についての、先ほどの省令

が見直そうと、つまり一〇%に引き上げようということを指示しておりますけれども、どうもこれは食料とバッティングしそうだからこれを見直そうと、つまり一〇%に引き上げるのを見直そうと、どのように考へておられるか、伺いたいと思います。

そこで、食料とのバッティングが危惧され、新聞によりますと、EUはバイオ燃料比率を引き上げるというのがこれまでの方針であります。二〇%から一〇%までバイオ燃料の比率を引き上げようということを指示しておりますけれども、どうもこれは食料とバッティングしそうだからこれを見直そうと、つまり一〇%に引き上げるのを見直そうと、どのように考へておられるか、伺いたいと思います。

こういったことについてどのように考へておられるか、どのように考へていかれるか、伺いたいと思います。

○國務大臣(甘利明君)

バイオエタノールを含むバイオ燃料の導入は、エネルギー源の多様化であるとか地球温暖化対策の観点から有効であります。しかし、御指摘のように、トウモロコシ由来のバイオエタノールの大規模導入等が一因となるリスクについて、今日午前中にも同僚議員から質問がありましたけれども、もう少し追加して伺いたいと思います。

我が国におきましては、食料由来のバイオエタノールを大規模に導入するということは更なる食料価格の高騰を招くおそれがあるというふうに懸念をいたしております。このために、バイオ燃料の導入に当たりましては食料生産への影響に留意をしつつ慎重に進める必要があるというふうに考えております。加えて、食料と競合しないセルロース系のバイオ燃料の開発を進めいくことが必要だと考えております。

経済産業省では、本年三月に、農水省と連携をしましてバイオ燃料技術革新計画を取りまとめたところであります。この計画に基づきまして、セルロース系の資源作物など食料生産への影響の少

現実、世の中は今バイオブームでありまして、今日も午前中に指摘がありましたように、アメリカで、ヨーロッパで様々な問題が起きております。アメリカでは、食用の大豆からバイオ燃料用に

○加納時男君 大臣から基本的な考え方を示されました、全面的に賛同いたします。

今のお話の中で資源作物という表現がございました。私もこの問題非常に关心があつて、外国へ行ったときに、アメリカとかブラジルでもいろいろ話を聞いていますけれども、アメリカでは、セルロース系の作物を作つて、それで、まさに今おつしやつた資源作物ですね、それを作つてしまいたい。例えば何ですかと聞いたらスイッチグラスだと言つんですね。私もスイッチグラスといふのは聞いたことなかつたんで、日本に帰つてきてすぐいろんな事典で調べて分かつたんですけれど、何かイネ科の植物で割と早くできるらしいんですけど、これはセルロース系のものとしては肥料とバッティングしない、燃料用にはいいんじやないかなんて言つていてるんですが、アメリカでよろとも、土壤も違うし土地の広さも違いますから、日本ですぐにできるというもののじやないんでしょうか。

このスイッチグラスのようなものを日本で見出していく、またそれを育てていくという、資源作物ですね、まさに。そういうことはかなり具体的にイメージがあるんでしようか。このスイッチグラスについてはどのような感想を持つておられ、日本ではどのようなアイデアがあるのか、伺えたらと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 委員御指摘のとおり、アメリカでは、食料と競合せずに、多量かつ安く、低廉に生産できる資源作物としてスイッチグラスなどの遺伝子組換え技術を活用した研究開発が進められているというふうに承知いたしております。こうした資源作物は、食料との競合問題あるいは安定供給、経済性といった課題を解決するものとして期待をされているところでございま

我が国においてもバイオ燃料技術革新計画において、高収量栽培技術によるセルロース系の資源作物を利用したバイオエタノールの生産について提言を行つたところでござります。よく日本で言われておりますが、まずは農水省の関係研究所がエリアンサスという植物を、やはりこれもスイッチグラスと似たような形の植物でございますけれども、こういうものを改良をしてより高収量なものを探してはいるということを私どもも承知しておりますけれども、こういつた、できる限り食料生産等に負荷を掛けない、影響しない資源作物といふものについては、アメリカがやはり遺伝子組換え技術が非常に進んでいるということをもあつて先行をしているところではござりますけれども、日本としても是非研究をしていく価値はあるというふうに思つておるわけでございます。

○加納時男君 今長官の言われたエリアンサスの話は非常に興味があります。これは、それがあるから、この世界ではよく、ればたらと言うんですねけれども、何々をたくさん植えたならばと言うんですけれども、これはもちろん、耕地の面積の制約などとかいろいろな条件がありますから簡単にはいらないとは思いますけど、大切な芽だと思いますんで、是非研究をよろしくお願ひしたいと思います。

今長官が言われたバイオ燃料技術革新計画、これは今年の三月ですか、経済産業省と農水省が共同でまとめられたというふうに理解していますが、その中では、食べ物用、人間の食料用と家畜等の飼料用と、それからエネルギー用と、いろいろなものに使われるバイオ燃料というかバイオ作物についてどのよう優先順位がいくのか。食べられるものではどうか、それからセルロース系ですね、セルロース系は何でも燃せばいいんじやないかと思います。そういうものは、例えばリユース用だとかマテリアルサイクル用だとかエネルギー用とか、いろいろ用途があると思うんですね、セ

○政府参考人(望月晴文君) バイオ燃料の原料となる作物を、現時点で広く使われておりますのは、先ほどお話しございましたけれども、世界的にはトウモロコシなどの穀物、サトウキビなどの作物が中心となることがありますけれども、やはり食料生産への影響というのを留意しながら慎重に進める必要があると思います。したがって、食料や飼料となり得る作物を原料とする場合にあっても、農業残渣、廃棄物ですね、の利用や耕作放棄地を活用するなど、食料・飼料生産と競合しない形での利用が望ましいという議論をいたしました。それから、中長期的には、先ほど来御議論になつております食料と競合しないセルロース系のバイオ燃料という仕分にならうかと思います。

今先生御指摘のバイオ燃料技術革新計画では、そういう観点から、稲わらとか間伐材とかいった未利用バイオマスやセルロース系の資源作物などを原料として、低コスト、大量に導入可能な技術革新の実現ということを目指しているわけでござります。

○加納時男君 ありがとうございました。

以上をもちましてバイオマス関係については私の質問は終わりまして、残った時間で、再生可能エネルギーの中でバイオ以外のものとして、そうですね、ヒートポンプと太陽光を取り上げてみたいと思います。

まず、ヒートポンプでございます。先週のこの会議で甘利大臣は次のように言われたと記憶しています。地球温暖化防止に欠かせないものがある、それはヒートポンプと原子力だということを明確に言われたように記憶しております。そういうことが非常に印象に残って、毎日、新聞見ていましたら、まあ載っているわ載っているわ、すげいんですね、確かにヒートポンプ、物すごく載っています。

昨年ノーベル賞を受けましたIPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルでございますけれども、これの議長をやっておられますラジエンンド・ラ・パチャヤウリさんが先月、日本に来られました

た。その記者会見のときに言われたものは、私はヒートポンプを見て大変うれしく思った、ヒートポンプは非常に技術が進み、もし日本でこれが大規模に普及した場合は日本全体のCO₂排出量の10%削減が可能になるだけの力を持っている、速やかにこれが普及することが望ましいんだけれど、その前提としてインセンティブとかディスインセンティブとか規制的手法も必要だと語っておられます。この模様は、実は昨日付けのウォール・ストリート・ジャーナル、これ日本じゃないんですが、ロンドンで昨日発行されたやつに載っているという連絡が入りましたので、このことも申し上げておきたいと思います。

日本では、昨日の日経新聞朝刊を見ていましたらば、こんなことがありました。記事体広告で、「環境技術が実現する低炭素社会のあり方」というタイトルで環境学者を始め三人の方の鼎談が載っています。そこにまたこのバチャウリ博士が登場しておられます。ちょっとごくポイントだけ引用しますと、石油危機以降、日本が多大な努力を払い、省エネルギーを推進してきたことに尊敬の念を抱いています。地球温暖化防止には一刻の猶予も許されない。だが、私は間に合うと考えてます。そして結びとして、既存技術の適切な普及ができる。実は、地球温暖化防止の技術は既に利用可能な形で存在する。例えばヒートポンプもその一つだと、はつきりヒートポンプと言つております。そして結びとして、既存技術の適切な普及ができる。地球温暖化克服のかぎとなるというので、私は非常にもう感銘してこれを読んだんでござりますが、実はこのお話を先週大臣がおつしやったことと私は何が通じているものが大きいんじやないかと思うんですけれども、このバチャウリさんの大変ヒートポンプに懸ける熱い思いが伝わってきたんですね。このバチャウリさんの発言について甘利大臣はどのような印象をお持ちになるか伺いたいと思います。

ポンプのCO₂削減ボテンシャルが高く評価されておりまして、日本全土で排出されるCO₂排出量十三億トンの一〇%、一億三千万トンを削減するポテンシャルがあるということでありました。これは從来の燃焼型からみんな置き換わった場合を想定しているわけであります。

加えて、クールアース・エネルギー革新技術計画、これは革新的な技術ということで、ヒートポンプはもう実用化技術であります。原理特許は海外、外国のものでありますけれども、これを実用化したという技術は日本の技術でありますし、世界一の技術を持っているわけであります。でありますから、もう実用化に入っている、完全にあちこちで使われている技術でありますけれども、これを更に超効率にしていくという技術のロードマップがクールアース・エネルギー革新技術計画において位置付けられているわけであります。今ですと、一のエネルギーを投入して四ぐらいですかね、出てくるエネルギーが、これを更に飛躍的に向上させることで、このCO₂を出さない、燃焼工程がありませんから。加えて、投入エネルギーよりも出るエネルギーの方が大きいということで、更に効率を上げると更に省エネが進むということのそのダブルの面で温暖化防止に貢献していくくんではないかというふうに考えております。

○加納時男君 ありがとうございました。

技術の革新は非常にこの分野では急激なものがあり、日本がそのトップを行つていると認識しております。

今日午前中、同僚議員、藤原委員から燃焼系を変えていこうという御提案がありましたけれども、まさに鋭い点だと思っています。燃焼系を変えるのは、今的大臣のお言葉を借りると、燃焼ではなくして熱の移動、ヒートポンプによつてこれが実現できるというふうに私は午前の質問と今の大臣の答弁がつながつたなどと今思つて、伺つていろいろな質問に入りたいと思います。

それは、長期的に見た太陽光の有効な利用ということです。

私も、太陽光を日本に導入する、太陽光導入といいますか、太陽光のアイデアを日本に導入する先兵として一九七〇年代からこの分野では少しは仕事をしてきたつもりでございます。今日、かなり日本で太陽光が利用されているのをうれしく思っている人間でありますし、甘利大臣が太陽光に大変な力を入れていらっしゃるのも十分理解しているつもりであります。

経産省はこの度、いろんなスケジュール出しておりますが、二〇二〇年の見通しを作つて、最大に導入したケースとして、例えば、工場、公共施設等へは太陽光を約三百万キロワット、ストックベースで普及させようと、それから太陽光パネルを戸建て住宅約三百二十万戸に普及させるということを挙げております。壮大な計画だと思いますけど、私は、この方向性、この意欲というものを高く買つております。是非ともこの実現を期していきたいなという、太陽光のファンとしてこれを強く支持したいと思うのをまず前提に申し上げます。

その上で申し上げたいと思います。今の太陽光が本当に効率がいいんだろうか。非常に効率が悪いのです。雨が降れば駄目、曇つても駄目、夜になつたらお日さまは全然見えない。効率が非常に悪い。しかも、地球上に届くまでにかなりエネルギーを使っていますから、ごく希薄なエネルギーになつちやつている。だから、太陽光で何かやろうというと膨大な土地が必要ですし、よく原発何基分といういかげんなことを言う、非科学的なことを言う方が反原発の方におられます。非科学的というのは、確かに、一番効率のいいとき、瞬間を取れば、風力でも太陽光でも定格出力が千キロワットなら千キロワット出るんですけど、ずううと千キロワット出るわけじゃありませんから、それは千になつたり、百になつたり、下手するとゼロになつたりして、こんなになつて、物すごくフルチュー工ートする。だから、今日も午前中に質

疑があつたように、リチウムイオン電池等を開発していこうという話につながるわけあります。さて、そこで、私のここからの質問でございましょうか。それは、希釈されない、薄くなつていい濃密なエネルギーを取り出して、それを昼も夜も分かたず受けられないだろうか。受けられるわけですね。これがSSPS、スペース・ソーラー・パワー・システムと言っていますけど、宇宙太陽エネルギー利用システムであります。

これは、御案内のとおり、三万六千キロぐらゐのところに静止軌道上でステーションを造りまして、そこで日本のお得意の太陽光をこれを受けまして電気へ変換しまして、そしてこれをマイクロウエーブで地上に下ろすとか、あるいはレーザーの形で地上に下ろして、電気だと水素をつくろうという夢のような話でございます。これは現在はまだ夢でございます。何とか、構想としては、百万キロワットぐらいはこれすぐできますので、上さえ上げられればですね、それをつくつて地上に下ろしてこよう。これは非常に効率がいいわけですから、これは実は私の夢であります。

これは、既存の技術の延長上とか、今までよくあるセクションナリズムでは絶対できないだろうと思います。どこの役所かといつても、なかなか役所が決まらないというのがあると思います。研究開発とすれば文科省かなとも思いますけど、文科省で宇宙といったら、これはもう、すごく宇宙の予算今削られている最中で、しかも宇宙開発やんなきやなんない、ロケット飛ばさなきやなんない。大変にお金が厳しい。そこにこんな余計なもので、だからよく分からぬものにお金は使えない。それから、今度は経済産業省に行くと、これは商業用エネルギーなら自分の省だけれども、これは商業用にすぐならないのですから、先の話だから、ちょっと今は予算から出ないねんという話で、どちらも大事だとは思いながらも、その谷間にすっぽつとおつこつてている。

これであきらめるのがアマチュアであります。

こんなことで、今二〇五〇年に地球規模で温室効果ガスを大幅に減らそうって、これ大変な夢なんですね。この夢を実現するのに何が大事かといつたら、私は構想力だと思います。こんなものをやってみたいと。

それを、今ままじゃできない理由を考える。よく二流のインテリって言うんですけど、これこれでできませんとできない理由を整然と並べる。そういうので、入学試験だけ得意たたとか、採用試験得意な人を探している役所だとか大学があるのですから、できない理由はばあっと並べるけど、じゃ困ったときにはどうやってブレークスルーするのかという、知恵とか勇気とか未来への思いやりとか、これが欠けている人も世の中にはいます。政治家でそういう人は太体落選していくまでです。ここにおられる方は全部その夢を持つていると思うので、私はどつてもこの委員会が好きなんですねけれども、ほかの委員会が駄目という意味じゃないんですが。

大部分脱線しましたけれども、そういう夢を実現するために一体どうしたらいいのか、今日は是非大臣に夢を語っていたい。大臣はこの面でも非常に情熱を持つていらっしゃると承っています。夢の実現にはどんなハーダルがあるのか、ここまでだれでも答えられると思うんですけど、も、何が難しい。その上で更に聞きたいのは、その後のハーダルを乗り越えるためには何をしたらいのか、何が考えられるのか、是非これは伺いたいと思います。大臣、できたらお願ひします。

○國務大臣(甘利明君) 宇宙空間に大規模な太陽光パネルを設置をして、それをマイクロ波ですか、地上に送つて地上で受けて発電 電力供給ができると思います。これは超党派でも何とか進めたいなと思っています。

で、極めて安定している。夜も昼もないわけではありませんから、間違いなく定格出力になるわけあります。

この話、構想をしましたときに、ある議員、先生から、ベテランの先生から、送つてくる途中に入つたら焼き鳥になつちゃわないかとかいろいろ心配事がありましたが、確かにある程度の密度はありますけれども、レーザービーム光線で何か焼き鳥を作るわけじゃありませんから、間に飛行機が入つても何してもそれは問題ないわけでありますけれども。元々太陽光というのはもう物すごく希釈なエネルギーでありますから、それはある程度密度を上げて、しかし相当な面積で受け取るということになります。

問題はやはりコストでございまして、特に打ち上げるコスト。ロケットで相当な重量のものを宇宙空間に持つていくというところのコストが一番掛かるんだと思いません。ですから、ロケット搬送技術が進んで、相当な重量物を打ち上げるのにコストが下がつてくると相当実現可能性が近づいてくるのではないかというふうに思つております。

○加納時男君 や、大臣から大変力強いお言葉をいただいて、ありがとうございます。

本当に夢なんぞござりますけれども、夢で、たゞ夢を見たので終わりだといふんじや、これはもう空想家で終わつちやうわけで、政治家あるいは行政の責任者という方は、やっぱり夢が値打ちのある夢ならばどうやつたら夢が実現できるのか、それを阻んでいるのは何か。今大臣非常に重要なことをおつしやつた、打ち上げコストだとおつしゃつた。打ち上げコストを下げる方法はありますよ。これ、シャトルにしまして、もう何度も何度も往復できるようにするということによつて、何度もやることによって一回当たりのコストがどんどん下がつてきます。

アメリカの科学者の方と議論をしているとき、この件でですね、面白いことを言われましたね。

これが夢中でやるとコストが下がるつてどのくらい下がるのと言つたら、十年たつたら十分の一になります。だらう。ということは二十年たつたら百分の一と言つたら、まあそななるわねというようなことを言つていて。

ともかくそういうことで、アメリカのアポロ計画なんてだれもがもう無理だと思つた。月に人間が行くなんというのはそなばかななんて、夢のまた夢といつたら、やると決めたらやつたのがアメリカで、私はそういうアメリカはすばらしい国だと思います。だと思つんですけれども、日本だって、とんでもない、こうう大きな夢を描いて何とか実現に向かつてきたいなんなんて思つています。今のところこんなことを言つているとドン・キホーテだから、そんなのあなたの生きているうちにできると思いますとか、私はもう生きているうちにつくりたいと思つていて、それまでは死なないつもりでやつてているんですけど、そんなことで、こういう夢を是非とも実現していきたいと。

政治の場はどういうふうに今取り組んでいるのかといふことでござりますけれども、私ども自民党としましてもこの問題を正面から取り上げて、エネルギー政策の合同部会でもつて、この宇宙太陽光利用は長期的に、すぐにはできないけれども、長期的な研究課題として重要であるといふ指摘をさせてもらいました。そして、政府の閣議決定したエネルギー基本計画にもこれがしつかりと載つております。

昨日、総合科学技術会議が開かれました。昨日五月十九日、開かれました。そこで、環境エネルギー技術革新計画が正式に決定されたというふうに承つております。その中で、中長期対策、二〇三〇年以降に必要な技術として、究極的に温室効果ガスを減らすというための長期的な研究開発戦略を推進すべきであり、その代表例として挙がつたのが核融合と宇宙太陽光発電と書いてある、S P Sですね。宇宙太陽光発電というふうに明記されております。

昨日は二か所でこの総合科学技術会議の技術革新計画に登場しております。一か所は中長期的対策として載つています。もう一つは国際連携の項目として載つております。これは国際連携による研究開発ということで、我が国単独では対応できないリスクが高く、期間が長期間に及び、しかも規模が大規模な投資が必要となるような研究開発で、その研究開発の例示として核融合炉と CCS、二酸化炭素を吸着して貯留するシステムですね、カーボンダイオキサイド・キャプチャ・アンド・ストレージ・システムですね、CCSと言つていますが、CCSというふうに書いてあります。それから宇宙太陽光発電、これ S P S ました。それから宇宙太陽光発電、これ S P S のことですが、ということで明確にしてあります。そこで、こういつたことについては積極的に国際協力をしています。日本単独のリスクじゃなくて国際的にもリスクを取つてもらってやろう、ただし日本は主導権はしっかりと守つていて、大変調子がいいことが書いてあつたような気がしますけれど、御社と言つては変ですが、文部科学省の方に大臣政務官として勤務しましたので、若いころといふか、大分前ですけれども、そういうの文部科学省の仕組みもよく自分なりには勉強したつもりたいと思いますし、またこの S P S について、先ほど大臣からお話をあつたんですけど、文科省としてはどんなような今までの動きを見て感じてゐるか、できない理由でもまたおつしやるんだつたらそれも結構ですけど、どうぞおつしやつてくれださい。

○政府参考人(青山伸介君) お尋ねの宇宙太陽光を利用するシステムでございますけれども、御指摘がありましたように、マイクロ波あるいはレーザーを使って太陽光を地上に伝送してこれを電力などとして使おうということでござりますけれども、先ほど御指摘ありましたように、非常に大きな基地を宇宙で展開しなくてはいけない、数キロに及ぶような基地を宇宙に展開していく、しかもそれは非常に軽いものでなくてはいけないと、いろいろな技術的な課題があるかと存じます。

さらには、普通の太陽光の利用ですと、エネル

ギー利用という場合には電線を使つてということとでございますけれども、宇宙空間からは地上には先ほどありましたような形でマイクロ波あるいはレーザーとして伝送しなくてはいけない、そういう伝送の効率の高い技術、しかも確実な技術といふものにつくつていかなくてはいけないということことで、まだ私どもでも宇宙航空研究開発機構、JAXAにおきまして基礎的な研究を民間あるいは外の研究機関とも連携をしながら進めているところでございます。

御指摘のように、エネルギー基本計画のみならず総合科学技術会議の環境エネルギー技術革新計画においても超長期的に実現が期待されるということですが、ということで明確にしてあります。そこで取り上げられているものでございます。で、私どもとしましてもこのシステムに関する研究を引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

○加納時男君 私も短期間、一年間でござりますけれど、御社と言つては変ですが、文部科学省の方に大臣政務官として勤務しましたので、若いころといふか、大分前ですけれども、そういうの文部科学省の仕組みもよく自分なりには勉強したつもりありますし、予算の執行面で特に大型技術、宇宙とか海洋とか原子力とか大型技術がちよつとつらい時代がずっと続きまして、何となくちやらちやらした技術なんて言つちゃ悪いですね、そういう方に目が行つちやつて、こういう地道で大型の息の長いものについてはどうも文科省の予算が削られるというのを、私は政務官時代、非常に憤慨した一人でございます。

そういうような意味で、やつと予算もまた付き始めではいるんですけど、そして苦しい予算の中で JAXA の予算を大幅に削つてこの S P S やれなって、そういうことを私は言つてはいるつもりは全然ないんで、国全体としてこういう問題が長期的に大きな夢であるし、何とかやつてひこう、そのためにはすぐ打ち上げるんじやなくて、今基礎研究の段階だと思いますが、そういう火を消さずにしつかりと続けてひつてしまい、これを申し上げて、今日は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○古川俊治君 じゃ、残りの時間、最後に自由民主党の古川俊治の方から質問させていただきま
す。

今 加納先生からお話をございました。すばらしいコンセプトをお話していただきましたけれども、やはりクールアース50、二〇五〇年までに温暖化ガス半減ということにならなければなりません。おきましては相当な取組、各国のもう本当に真剣な取組とそして急速な技術革新というものがどうしても必要になってくるわけであります。

そういう意味では、エネルギーの消費というものを電力に移行させていくというのが基本的には合理的な立場ではないかと私もそう思うんですけども、その上で、細かい点ですけれどもちよつと伺つておきたいと思います。

現在の省エネ法の定期報告において、電気の量を熱量に換算した後、原油換算することになつておりますけれども、この場合にすべて火力発電所で発電されたものとして計算しているというところが、火炉平均ですか、というところでやつております。

一方、世間慣習によつて、これらの推進法の免責、

（九）地政課開拓課文化課
これも同時に今回は改正しているわけでござりますが、その場合には電力や水力を含めた、すなわち全電源平均という基準を用いているわけでございます。この間にそごがあるということは指摘されてゐると思うんですが、このそごの理由というのをお話しいただきたいと思います。

○政府参考人（望月晴文君） お答えいたします。
お尋ねの省エネ法の定期報告におきましては、

と、そういうことを恐らく言ってくるであろうと、いうことが容易に予想できるわけであります。途上国の側からしてみれば、やはり化石燃料が安く入ってくるのならば何も高い代替的な革新的なエネルギーを使っていくというインセンティブは全くないわけですね。

ということになりますと、本当に我々が掲げてある目標を実現するためには、やはり革新的工エネルギーというものが化石燃料と同等に市場で戦えるだけ生産コストを下げていかなければならぬと、こういう結論にならざるを得ないような気がするんですね。

これに對して温対法の報告では、事業者は使用した燃料や電気の量を基に、年間に排出した温室効果ガスの合計量を記入することを求めておりましたが、電気使用量を二酸化炭素に換算する値として全発電所の平均効率、いわゆる全電源平均というものを用いているわけでございます。

したがつて、御指摘にありますように、省エネ法の定期報告では、省エネが行われていた場合でも全電源平均の構成が変化した場合、例えば原子力発電所が停止したような場合に二酸化炭素の換算値が増加してしまう場合が考えられます。省エネ法の趣旨から申し上げますと、事業者すなわちこの場合はエネルギーの需要家に対し、供給側

に需要家の省エネ努力のエネルギーの使用量を一定に評価したいということが省エネ法であります。○古川俊治君 大変分かりにくい説明で申し訳ございません。 これ簡単に申し上げます。すなわち、電力を消費した場合、化石燃料の消費量が実際よりも大きいく計算されているんですね、省エネ法においては。だから、実際よりも大きく見せかけになつてしまっている。ところが、温対法におきましては、温暖化ガスを適正に評価しているわけですね。ですから、私はこれは温暖化ガスで表示した方で事実を適正にとらえていると考えるわけですが

ますけれども、一言で申し上げると、需要家の省工ネ努力を評価するのには、供給側の変化と無縁

う結果にならざるを得ないという場合が考えられるわけであります。

この点について、今電気を、これから電気にエネルギー消費を置換していくと、先ほどの合理性から申し上げますと、かなり矛盾しているんじゃないかと私は考えてゐるんですが、この点につきお尋ねください。

います。ところが、この場合には、電源が、例えば原子力の発電がうまくいかなかつた等で、せつかく削減努力をしているのにそいつた附帯的な状況で、その事業者側の活動というのが正当に評価されないということを今おつしやつてゐるんですけれども、ただ、例えばガスと電気というものがあつたとしまして、前年は全部電気でやつていたと、コジエネを入れようということで、一部ガスにしたという取組がありますよね。この場合に、例えはこの係数によつては、コジエネを入れた方が省エネが進んでいるという結果になるんですね。ところが、本当は温暖化ガスを出しているという結果にならざるを得ない場合がございまして、すなわち、電気というものを削減した方が結局のところうまくこの省エネ法の表示ができる、実際はそういうメッセージが、省エネができる、いるというメッセージは与えるんですけれども、実は、温暖化ガスはより排出してしまつてゐるとい

ますけれども、一言で申し上げると、需要家の省エネ努力を評価するには、供給側の変化と無縁に需要家の省エネ努力のエネルギーの使用量を一定に評価したいということが省エネ法であります。

う結果にならざるを得ないという場合が考えられるわけであります。

○政府参考人（望月晴文君） 先生御指摘の面もおつしやるとおりでござりますけれども、一体法は何を目的としてしているかということが一番大切なことではないかと我々は思つております。したがつて、省エネを、エネルギーの使用量を減らすということをかつて、このエネルギーも、正確に読みますと、実は石油などの化石燃料の使用量を減らすということが目的であるわけですけれども、そういうものの減らすということで、一九七九年に発足した省エネ法はある意味では歴史の中でも比較可能な社会の進歩というものを作してゐると思います。

したがつて、私どもは、できる限りそういう意

味で省エネ努力がどれくらい浸透したのかというのは常に一定のあれで測つていいかといふ気持ちはございますので、そのところの評価については、評価というか係数については引き続き私は維持すべきだろうと思つております。

ただし、いろんな御議論が、エネルギーのその利用形態について、コジェネの意義とかそういう面についていろんな御議論がある中で、正しい事実に基づいた議論がきちっとできるよう、そういうものの、何といいますか、違う係数に基づいた数字というのも同時に公開していくといふことは非常に大事なことだと思つております。

そういった面で、私どもは、これ需要家からの報告制度の重複を避けるために、省エネ法で報告があつた燃料の使用量をベースに、温対法についても使用量そのものは援用しているわけございりますのでそこはそれをそのまま使つているんですけど、具体的な温対法の法目的に合つたような評価をするときの係数はそれを使つてはいるといふことで異なつてゐるわけですから、そういう実事をできる限り明確に一般の分析をする人、政策を立てる人々に分かるようにきちんと説明をしていくことが必要だろうといふふうに思つております。

○古川俊治君 今この場でも私発言させていただきまして、多くの議員の先生方はなかなか理解できぬといふふうに思つております。

ただ、これは矛盾があることは事実でございまして、この点は何分、法の目的からこれが合理的かどうかということで再考していただきたいと。特に二〇〇六年の実績値で見ても、東京電力のデータでございますが、原子力あるいは水力、他の自然エネルギーといふことで、もう四五%がそちらになつてゐるわけですね。それを火力で平均としていくことが果たして合理的なのかといふ面から考えましても、私は、時代に合わせた改正、すなわち、これから電気に移行することによってやはりそういう意味では化石燃料の消費といふものは減つていく可能性があ

るわけでござりますよね。そういつたエネルギーのことは御議論いただいてるかと存じますけれども、定期報告書につきましては、これは公開することは法文上予定されておりませんが、訴訟が起こされておりまして、昨年の十月及び十一月に高等裁判所の方で判決が出ているようございます。さらに今上告中といふふうに伺つております。

けれども、この裁判における、両方、高裁では違つた判決が出た、この理由及び今の上告の裁判の行方というものについて御報告いただきたいと思います。

○政府参考人(望月晴文君) 平成十六年の八月に、NPO法人の気候ネットワークから各経済産業局に対しまして、エネルギー使用合理化に関する法律に基づき企業から提出があつた平成十五年度の定期報告書に関する情報公開請求が行われました。各経済産業局長等は、企業の競争上不利益となるおそれがあると判断をして、一部の事業所について一部不開示とする決定を行いました。これに対して気候ネットワークは、この行政処分を不服として、平成十七年七月から八月にかけて、東京、名古屋、大阪の各地裁に全面開示を求め、提訴いたしました。

お話しのとおり、十八年の十月から十九年の九月にかけてそれぞれ地裁判決が出され、いずれも国が敗訴しましたので、それぞれ控訴をいたしました。それで、その控訴審では、十九年の十月の大坂高裁判決では国が勝訴、十九年十一月の名古屋高裁判決については国が敗訴の結果となりました。なお、東京高裁については審理中であります。現在、それぞれ上訴を行つてゐるところです。

名古屋高裁と大阪高裁判決とでは、定期報告書に記載された燃料使用量等の数値情報が情報公開

法五条二号イに規定する当該法人などの競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するか否かの解釈についての判断が分かれています。

名古屋高裁の判決では、本件数値情報を開示すればエネルギーコストなどの推計が可能となるが、その精度は粗いものであるから、その情報が競合他社などに知られても競争上の不利益が生ずる可能性は少なく、当該法人の正当な利益が害される蓋然性があるとは認められないとした一審の名古屋地裁の判決を維持し、国が敗訴をしております。

他方、大阪高裁の判決では、本件数値情報が法人等の事業活動等に関するものであるなど、その一般的、類型的な性質に照らして、当該情報の開示が法人などの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合には不開示決定をすることができるとして、本件数値情報はこの場合に当たるとして国が勝訴をいたしております。

いずれにしても、上告審の結果を見守つてはいるところでございます。

○古川俊治君 ありがとうございます。

産業側はいろんな理由があると想ひます。ただ、基本的なことを申しますと、技術的に問題なところであれば、これは特許というもので守られてゐるわけでござりますし、さらにそういういろいろな熱源の構成等についてどこまで本当に産業上の理由があるのか。ある意味では、公開しないといふことが逆に国民に非常に不理解、この問題に対する産業側の取組というものに理解を与えていいのではないか、私はちょっとそういう気がしておりまして、これからも、今は日本の省エネ技術はトップであると、そして産業側も自主努力で大変今熱心に取り組まれてはいるという点を大きくアピールしていくためにも、公開するものは公開するというような取組も是非お考えいただきたいというふうに考えております。

また後日質問の機会をいただきますので、本日はここで終了させていただきたいと思います。

○委員長(山根隆治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案及び揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十二日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山根隆治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回は来る二十二日木曜日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十分散会

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

一、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一
部を改正する法律案

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部を改正する法律案

第一條 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一
部を改正する法律案)

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案)

三

により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしてなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

二 次条の調査員が建築物調査を実施し、その人数が二名以上であること。
二 次に掲げる建築物調査の信頼性の確保のための措置がとられていること。
イ 建築物調査を行う部門に専任の管理者を置くこと。

八 口 建築物調査の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。口に掲げる文書に記載されたところに従い建築物調査の業務の管理及び精度の

2 確保を行う専任の部門を置くこと。
登録は、登録建築物調査機関登録簿に次に
掲げる事項を記載してもらうこと。

一 掲げる事項を記載してあるものとする
二 登録年月日及び登録番号

並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録建築物調査機関が建築物調査の業務

（調査員）
を行う事業所の所在地

第七十六条の九 登録建築物調査機関は、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する一級建築士若しくは建築基準

二項は規定する一級建築士若しくは建築基準法第五条第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者又は国土交通大臣がこれらの

者と同等以上の中知識及び経験を有する者認め
る者(以下「一級建築士等」という。)であつ
て、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登
録講習機関」という)が行う講習(次節及び第
九十三条第二号において「建築物調査講習」と
いう。)の課程を修了したもの(うちから、調
査員を選任しなければならない。

(準用規定)
第七十六条の十 第三十条第一項、第三十一条
第一項、第三十三条、第四十条及び第四十二条

査機関に準用する。この場合において、第三十条第一項中「試験員を含む。次項において同じ。」とあるのは「調査員を含む。」と、同項及び第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査の業務」と、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条及び第四十八条から第五十条までの規定中「経済産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十二条第一項中「第二十三条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「第七十六条の八第一項各号」と、第三十三条、第四十三条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十六条並びに第四十七条第二項第三号及び第四号中「経済産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第二号中「第四十九条」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十九条」と、第四十三条から第四十六条まで、第四十八条、第四十九条及び第五十条第三号中「確認調査」とあるのは「建築物調査」と、第四十三条第三項中「が設置している工場」とあるのは「に係る建築物」と、第四十五条(見出しを含む。)中「調査業務規程」とあるのは「建築物調査業務規程」と、第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは「第七十五条第一項の規定による届出をした者」と、第四十八条中「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「第七十六条の十において準用する第四十三条第一項又は第三号」と、同条第二号中「第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第一項又は第五十二条において準用する第三十三条

第三節 登錄講習機閏

(登録) 第三節 登録講習機関
いわいて登記する第四十一条又は第四十二
条と、同条第三号中「前条」とあるのは、「第七
十六条の十において準用する前条」と読み替
えるものとする。

第七十六条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときその他必要があるの実施

と認めるときは、建築物調査講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録を受ける者がいないとき。
二 第七十六条の十六において準用する第四

十六条の規定による建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があることき。

三 第七十六条の十六において準用する第四十九条の規定により登録を取り消し、又は

建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録講習機関が天災その他の事由により建築物調査講習の業務の全部又は一部を実

2 施することが困難となつたとき。
国土交通大臣が、前項の規定により建築物

調査講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合における建築物調査講習の業務の引継ぎその他必要な事項については、国土交通省令

(公示) 国土交通省令
の他の必要な事項については
で定める。

第七十六条の十五 国土交通大臣は、次の場合

卷之三

口 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上
上の知識及び経験を有すると認める者
登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 次条において準用する第四十四条又は第

四十六条の規定による届出があつたとき。

三 次条において準用する第四十九条の規定により登録を取り消し、又は建築物調査講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つて建築物調査講習の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用規定)

第七十六条の十六 第三十一条第一項、第三十一条、第四十条、第四十二条及び第四十四条から第四十九条までの規定は、登録講習機関に準用する。この場合において、第三十一条第一項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十八条及び第四十九条中「經濟産業大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十一条第一項中「第二十三条各号(第三号を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「第七十六条の十二第一項各号」と、第三十三条第一項中「試験事務」とあるのは「建築物調査講習の業務」と、同条、第四十五条第一項、第四十六条並びに第四十七条第二項第

三号及び第四号中「經濟産業省令」とあるのは「国土交通省令」と、第四十条第一項中「第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」と、同条第三号中「第四十七条第二項各号」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十七条第二項各号」と、第七十六条の十六において準用する第四十七条第二項各号と、同条第四号中「前条又は第五十一条において準用する第三十一条第一項」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第三十一条第一項又は前条」と読み替えるものとする。

第八十六条中「供給の事業を行う者」の下に「建築物の販売又は賃貸の事業を行う者」を、「通知」の下に「建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために建築物に必要とされる性能の表示」を加える。

第八十九条第一項中「第四十九条」の下に「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用の場合を含む。)」を加える。

第九十三条第二号中「第四十九条」の下に「(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」を、「業務」の下に「建築物調査講習の業務」を加え、同条第三号中「第五十一条」の下に「又は第七十六条の十」を加える。

第九十四条中「講習の」を「エネルギー管理講習」に改める。

第九十五条第一項中「第六十四条规定の施行に必要な限度において、政令で定め

ることにより、住宅事業建築主に対し、そ

の新築する特定住宅に係る業務の状況に關し

程」と、第四十六条の見出し中「調査」とあるのは「建築物調査講習」と、第四十七条第二項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」とあるのは「一級建築士等」と、第四十八条中「第四十三条第一項又は第二項」とあるのは「第七十六条の十三」と、第四十九条第一号中「第四十条第一号又は第三号」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十条第一号又は第三号」と、同条第二号中「第四十三条第一項又は第三号」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十三条第一項又は第三号」と、同条第三号中「第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条又は第四十七条第一項」とあるのは「第七十六条の十六において準用する第四十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。」を加え、「同条第二号又は第三号」を「第四十七条第二項各号(第七十六条の十及び第七十六条の十六において準用する場合を含む。)」に改める。

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

第五条第二項中「技術水準の下に」「業種別」のエネルギーの使用の合理化の状況」を加える。

第六条中「工場」を「工場等」に改める。

第七条の見出しを「第一種エネルギー管理指定工場等の指定」に改め、同条第一項中「経済産業大臣は、」の下に「特定事業者が設置している工場等のうち、第七条第二項の」を加え、「(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)」を削り、「である工場」を「であるもの」に、「必要がある工場」を「必要がある工場等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(以下「第一種エネルギー管理指定工場等」という。)に、「工場につきを「工場等につき」に、「第一項」を「同項」に改め、同項第二号中「第一項」を「第七条第二項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「工場」を「工場等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「工場」を「工場等」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第七条の四とし、第六条の次に次の三条を加える。(特定事業者の指定)

第七条 経済産業大臣は、工場等を設置している者第十九条第一項に規定する連鎖化事業者を除く。第三項において同じ。のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定するものとする。

2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。

3 工場等を設置している者は、その設置しているすべての工場等の前年度における前項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が第一項の政令で定め

る数値以上であるときは、経済産業省令で定めるところにより、その設置しているすべての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量その他のエネルギーの使用の状況に関し、経

済産業省令で定める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された者(以下「特定事業者」という。)については、この限りでない。

4 特定事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めることにより、経済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

- 一 その設置しているすべての工場等について事業の全部を行わなくなつたとき。
- 二 その設置しているすべての工場等における第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量について第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。

5 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合において、当該者につき同項各号のいずれかに掲げる事由が生じたと認められるときも、同様とする。

6 経済産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理統括者)

第七条の二 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十四条第一項の中長期的な計画の作成事務、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事務、その設置している工場等におけるエネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経

済産業省令で定める業務を統括管理する者(以下「エネルギー管理統括者」という。)を選任しなければならない。

2 エネルギー管理統括者は、特定事業者が行う事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、エネルギー管理統括者の選任又は解任について経済産業大臣に届け出なければならない。

(エネルギー管理企画推進者)

第七条の三 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第十三条第一項各号に掲げる者のうちから、エネルギー管理企画推進者を選任しなければならない。

2 特定事業者は、第十三条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に同条第二項に規定する講習を受けさせなければならない。

3 エネルギー管理企画推進者は、前条第一項に規定する業務に關し、エネルギー管理統括者を補佐する。

4 前条第三項の規定は、エネルギー管理企画推進者について準用する。

第八条第一項中「第一種エネルギー管理指定工場ごと」を「第一種エネルギー管理指定工場等に、」に改め、同項ただし書中「第一種特定事業者」を「第一種エネルギー管理指定工場等に、」に改め、「第一種エネルギー管理指定工場等に、」に改め、「第一種エネルギー管理指定工場等に、」に改め、「第一種特定事業者」を「特定事業者」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「その設置している工場等」に改める。

第十六条第一項中「第一種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者が設置している工場等に、「第一種エネルギー管理指定工場に係る第一種特定事業者」を「特定事業者」に改め、「第一種特定事業者」を「当該特定事業者」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第一種特定事業者」を「特定事業者」に改める。

第十五条第一項中「第一種特定事業者」を「特定事業者」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場以外の工場」を「特定事業者が設置している工場等に、「第一種特定事業者」を「当該特定事業者」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第一種特定事業者」を「特定事業者」に改める。

第十七条の見出しを「第二種エネルギー管理指定工場等の指定」に改め、「を設置している者」を「設置している者」を「等」に改め、同条第二項中「第二号中「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等に、」に、「を設置している者」を「等」に改め、同条第二項中「死亡」を削る。

第十二条 削除

第十三条第一項中「第一種指定事業者」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に改めを「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に改めする。

第十二条を次のように改める。

る数値」を「同条第一項の政令で定める数値を下回らない数値であつて政令で定めるもの」に、「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等に」に、「工場として」を「工場等として」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者のうち前項の規定により指定された工場等(以下「第二種エネルギー管理指定工場等」という。)」に、「工場につき」を「工場等につき」に、「第一項」を「同項」に改め、同項第二号中「第一項」を「第七条第二項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「工場」を「工場等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二種エネルギー管理指定工場における第一項」を「第二種エネルギー管理指定工場等における第七条第二項」に、「第七条第一項の政令で定める数値」を「第七条の四第一項の政令で定める数値」に、「当該工場を「当該工場等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「工場」を「工場等」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(準用規定)

第十八条 第十三条第一項から第三項までの規定は、第二種特定事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「当該工場等」とあるのは、「第二種エネルギー管理指定工場等」と読み替えるものとする。

第十九条 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営を行う事業者である者(以下「加盟店」と

いう。)が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であつて、経済産業省令で定めるものに係る定めがあるもの

(以下「連鎖化事業」という。)を行ふ者(以下「連鎖化事業者」という。)のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当

事業の全部を行わなくなつたとき。

二 当該特定連鎖化事業者が設置しているす

べての工場等及び当該特定連鎖化事業者が

行う連鎖化事業の加盟者が設置している当

該連鎖化事業に係るすべての工場等におけ

る第七条第二項の政令で定めるところによ

り算定したエネルギーの年度の使用量の合

計量について、同条第一項の政令で定める数

値以上となる見込みがなくなつたとき。

三 第一項において準用する第十一條の規定

は、特定連鎖化事業者のうち第二種エネル

ギー管理指定工場等を設置している者がその

設置している当該工場等ごとに選任する工

エネルギー管理員に準用する。

(エネルギー管理等の義務)

第十九条の三 工エネルギー管理員は、その職務を誠実に行わなければならぬ。

2 連鎖化事業者は、その設置しているすべて

の工場等及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化

事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業

に係るすべての工場等の前年度における第七

条第二項の政令で定めるところにより算定し

たエネルギーの使用量の合計量が同条第一項

の政令で定める数値以上であるときは、経済

産業省令で定めるところにより、その設置し

ているすべての工場等及び当該連鎖化事業者

が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当

該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度

におけるエネルギーの使用量その他のエネル

ギーの使用の状況に関し、経済産業省令で定

める事項を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、前項の規定により指定された者(以下「特定連鎖化事業者」という。)については、この限りでない。

4 経済産業大臣は、前項の申出があつた場合

において、その申出に理由があると認めると

きは、遅滞なく、第一項の規定による指定を

取り消すものとする。前項の申出がない場合

において、当該者につき同項各号のいずれか

に掲げる事由が生じたと認められるときも、

同様とする。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による指定

又は前項の規定による指定の取消しをしたと

きは、その旨を当該者が設置している工場等

及び当該者が行う連鎖化事業に係る事業を所

管する大臣に通知するものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(準用規定)

第十九条 第十三条第一項から第三項までの規定は、第二種特定事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「当該工場等」とあるのは、「第二種エネルギー管理指定工場等」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第二種特定事業者がその設置している第二種エネルギー管理指定工場等ごとに選任するエネルギー管理員に準用する。

3 特定連鎖化事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、絏済産業大臣に、第一項の規定による指定を取り消すべき旨の申し出をすることができる。

一 当該特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に准用する。

4 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者に準用する。この場合において、第一項中「その設置している工場等」とあるのは、当該各号に定める」を「第十五条第一項及び第十六条の」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

5 第一項から前項までの規定は、特定連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等と、第十六条第一項及び第二項中「特定連鎖化事業者が設置している工場等」とあるのは、「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」とあるのは、「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」とあるのは、「特定連鎖化事業者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」とあるのは、

「その設置している工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、「第十六条第一項」とあるのは「第十九条の二第一項において準用する第十六条第一項」と、第二項中「特定事業者が設置しているすべての工場等」とあるのは「特定連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等」と、

「(以下「第一種特定建築物」という。)の新築(住宅建築主が第一種特定建築物に改め、同項第二号及び第三号中「特定建築物」を「第一種特定建築物に改める。」)の(以下「第二種特定建築物に係る届出、勧告等)第七十五条の次に次の一条を加える。

第七十五条の二 第一種特定建築物以外の特定建築物(以下「第二種特定建築物」という。)の

新築(住宅建築主が第二種特定建築物である特定住宅を新築する場合を除く。)若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の

政令で定める規模以上の増築(前条第一項第一号に規定する増築を除く。)をしようとする者(以下「第二種特定建築主」という。)は、国

土交通省令で定めるところにより、当該建築物の設計及び施工に係る事項のうち当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関するものを所管庁に届け出なければならない。これを変更しようとすると、

前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとす。

第二項を次のように改める。

第二種特定事業者を「特定事業者又は特定連鎖化事業者」に改める。

第二項を「工場」を「工場等」に改め

る。

第四十七条第一項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者」に改める。

第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとす。

第二項を次のように改める。

第二種特定事業者を「特定事業者又は特定連鎖化事業者」に改める。

第二項を「工場」を「工場等」に改め

る。

第四十七条第一項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者」に改める。

第二項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとす。

第二項を次のように改める。

第二種特定事業者を「特定事業者又は特定連鎖化事業者」に改める。

第二項を「工場」を「工場等」に改め

る。

第五十九条第二項及び第六十六条第二項中「第五条第二項」を「第五十二条第二項」に改め

る。

第七十三条第一項中「特に」を削り、「大規模な」を「規模の」に改め、同条第二項中「第五条第二項」を「第五十二条第二項」に改める。

第七十五条の見出し中「特定建築物」を「第一種特定建築物」に改め、同条第一項中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等」に改め、同項第一号中「特定建築物の新築住宅事業建築主が特定建築物」を「特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のも

調和設備等に係るエネルギーの効率的利用の施行に当たつては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために事業者が自主的に措置に関するものに限る。)に関する当該建築物の維持保全の状況について、所管庁に報告しなければならない。ただし、同項の届出に係る建築物が住宅である場合は、この限りでない。

第七十五条第一項から第三項までを次のように改める。

施行に当たつては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために事業者が自主的に技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

第八十七条第一項から第三項までを次のように改める。

この限りでない。

者に対し、その設置している工場等における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第三章第一節(第七条第一項及び第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項、第七条の四第一項及び第三項、第八条第一項、第十三条第一項、第十七条第一項及び第三項並びに第十九条第一項及び第四項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。)における業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、当該工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等に立ち入る場合は、「あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならぬ。」

第八十七条第十項中「特定建築主等」を「第一種特定建築主等若しくは第二種特定建築主」に改め、「第七十五条第五項」の下に「若しくは第七十五条の二第三項」を加える。

第九十二条第一項中「及び当該工場」を「並びに当該者が設置している工場等及び当該者が行う連鎖化事業」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一項を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

り、第三項の規定により委任された権限の一項を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十五条第一号中「第八条第一項」を「第七条の二第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)、第七条の四第一項及び第三項、第八条第一項(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」に改め、「第十八条第一項」の下に「及び第十九条の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第十六条第五項」の下に「(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十六条第一号中「第七条第二項、第十七条第一項」を「第七条第三項、第十九条第二項」に改め、「又は第七十五条第一項」を「第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」の下に「(第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は第十四条第二項の規定に違反した者」を削り、同条

第三号中「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改め、「第十九条第五項」の下に「、第七十五条の二第三項」を加える。

第九十九条第一号中「第八条第二項」を「第七条の二第三項(第七条の三第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

（施行期日）

第一項この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法

則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十一年四月一日から施行する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「第二条による改正後の法」という。)第七条の四第二項に規定する第一種特定事業者についての第二条による改正後の法第八条第一項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までは、同項

中「エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから」とあるのは、「エネルギー管理士免状の交付を受けている者又は政令で定める基準に従つて政令で定める者のうちから」とする。

（特定建築物に関する経過措置）

第三条 第二条の規定の施行前に同条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定による届出をした者は、政令で定めるところにより、第二条による改正後の法第七十五条第一項又は第七十五条の二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一百五十五号の次に次のように加え、別表第一百五十五号の次に次のように加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一百五十五号の次に次のように加え、

（一）エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条第一項
（登録建築物調査機関の登録）の登録(更新の登録を除く。)

（二）エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条の九（登録講習機関の登録）の登録(更新の登録を除く。)

百五十五の二 特定建築物に係る登録建築物調査機関又は登録講習機関の登録	
（一）エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条第一項 （登録建築物調査機関の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 九万円 一件につき 九万円
（二）エネルギーの使用の合理化に関する法律第七十六条の九（登録講習機関の登録）の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 九万円 一件につき 九万円

（第八条 登録免許税法の一部を次のように改正する。）

第二十一条の十中「第十八条第一項」を「第十

九条の二第一項」に改める。

（別表第一百六号中「エネルギー管理指定工場」を「特定事業者等が設置している工場等」に改める。）

（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改

正）

第九条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)の一部を次のように改

す。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一百五十五号の次に次のように加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一百五十五号の次に次のように加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

第二十一条の十中「第十八条第一項」を「第十

九条の二第一項」に改める。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

第二十一条の十中「第十八条第一項」を「第十

九条の二第一項」に改める。

（揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案）

第二十一条の十中「第十八条第一項」を「第十

九条の二第一項」に改める。

同条第一項中「軽油規格」との下に「揮発油特定加工業者」とあるのは「軽油特定加工業者」とを加え、同条第二項及び第三項中「軽油生産業者」との下に「又は前項において準用する第十七条の四の二第一項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第十七条の四の二の規定は、軽油特定加工業者に準用する。この場合において、同条第一項中「揮発油規格」とあるのは、「軽油規格」と読み替えるものとする。

第十七条の十第一項中「第十七条の三」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加え、同条第二項及び第三項中「揮発油生産業者」の下に「又は揮発油特定加工業者」を、「灯油生産業者」との下に「前条第一項又は次条第一項」とあるのは「第十七条の十第一項において準用する前条第一項」と加える。

第十七条の十一第二項中「第二十七条第四号」を「第二十七条第六号」に改める。

第十七条の十二第一項中「第十七条の三」の下に「(第一項ただし書を除く。)」を加え、同条第二項及び第三項中「揮発油生産業者」の下に「又は揮発油特定加工業者」を、「重油生産業者」との下に「前条第一項又は次条第一項」とあるのは「第十七条の十二第一項において準用する前条第一項」とを加える。

第十七条の十三第一項中「又は第十七条の四第三項」を「第十七条の四第三項」に、「同じ。」の登録を「同じ。」又は第十七条の四の二第一項(第十七条の八第四項において準用する場合を含む。第十七条の十七第一項において同じ。)の登録に、「若しくは第十七条の四第二項」を「第十七条の四第二項」に改め、「行うべき者」の下に「揮発油特定加工業者若しくは軽油特定加工業者」を加え。

「四第二項」を、「第十七条の四第二項」に改め、「行うべき者」の下に「揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者」を加える。

第十七条の十七第一項中「若しくは第十七条の四第三項」を、「第十七条の四第三項若しくは第七条の四の二第二項」に改める。

第十九条第二項中「及び第十七条の四第二項」を「第十七条の四第二項」に改め、「行うべき者」の下に「揮発油特定加工業者及び軽油特定加工業者又は軽油特定加工業者」を加える。

第二十条第一項中「行うべき者」の下に「揮発油特定加工業者 軽油特定加工業者」を加え、同条第二項中「又は第十七条の四第二項」を「第七条の四第二項」に改め、「行うべき者」の下に「揮発油特定加工業者又は軽油特定加工業者」を加える。

第二十一条第一項中「第十二条第二項」の下に「第十二条の七第二項又は第十二条の十四第二項」を加え、同条第二項中「第二項」の下に「第十二条の七第一項若しくは第二項、第十二条の十四第一項若しくは第二項」を加える。

第二十四条第二号中「第十二条第二項」の下に「第十二条の七第二項又は第十二条の十四第二項」を加え、同条第二項中「第二項」の下に「第十二条の七第二項又は第十二条の十四第二項」を加え、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 第十二条の二の規定に違反して揮発油特定加工業を行つた者

四 第十二条の九の規定に違反して軽油特定加工業を行つた者

五 第十二条の九の規定に違反して軽油特定加工業を行つた者

六 第十二条の六第一項の規定に違反して第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十二条の六第一項の規定に違反して第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

三 第十二条の十三第一項の規定に違反して第十二条の十第一項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

第二十九条第一号中「第七条第二項」の下に「第十二条の八若しくは第十二条の十五において準用する場合を含む。」を、「第九条」の下に「(第十二条の八若しくは第十二条の十五において準用する場合を含む。)」を、「第十二条の六第三項、第十二条の十三第三項」を加える。

別表二の項中「又は第十七条の四第二項」を「第十七条の四第二項」に改め、「行うべき者」の下に「又は揮発油特定加工業者」を加え、同表三の項中「又は第十七条の八第三項」を「第十七条の八第三項」に改め、「行うべき者」の下に「又は軽油特定加工業者」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第五条の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 この法律による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「新法」という。)第十二条の二又は第十二条の九の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。

2 新法第十七条の四の二第二項(新法第十七条の八第四項において準用する場合を含む。)の登録を受けようとする者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行なうことができる。新法第十七条の十八第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

(登録分析機関に関する経過措置)

(以下「旧法」という。)第十七条の三第二項又は第十七条の四第三項の登録を受けている者は、当該登録の有効期間の残存期間に限り、新法第十七条の四の二第二項の登録を併せて受けているものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第十七条の八第一項において準用する旧法第十七条の三第二項又は旧法第十七条の八第二項若しくは第三項において準用する旧法第十七条の四第三項の登録を受けている者は、当該登録の有効期間の残存期間に限り、新法第十七条の八第四項において準用する新法第十七条の四の二第二項の登録を併せて受けているものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九十九号中「の登録又は」を「揮発油特定加工業者若しくは軽油特定加工業者の登録又は」に改め、同号(一)中「(登録)」を「(揮発油販売業者の登録)」に改め、同号(二)中「又は第十七条の四第三項」を「第十七条の四第三項」に改め、「(第三項)において準用する場合を含む。」の下に「又は第十七条の四の二第二項(揮発油特定加工業者に係る分析機関の登録)(同法第十七条の八第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同号(二)を同号(四)とし、同号(一)の

(二) 撥発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の二
(撲発油特定加工業者の登録)の撲発油特定加工業者の
登録

(三) 播発油等の品質の確保等に関する法律第十二条の九
(軽油特定加工業者の登録)の軽油特定加工業者の登録

登録件数

一件につき九万円

登録件数

一件につき九万円

平成二十年五月二十八日印刷

平成二十年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K